

# 総務財政委員会記録(No.38)

1 日 時 令和6年12月9日(月)  
午前10時00分 開会  
午後 0時10分 休憩  
午後 1時00分 再開  
午後 2時29分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(10人)

委員長	佐藤栄作	副委員長	三宅まゆみ
委員	村上幸一	委員	戸町武弘
委員	成重正丈	委員	岡本義之
委員	大石正信	委員	篠原研治
委員	村上さとし	委員	井上純子

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

デジタル政策監	中村彰雄	情報システム担当部長	井上尚子
情報システム担当課長	堀江吏将	総務市民局長	三浦隆宏
安全・安心担当理事	南野栄一	総務部長	滝剛
総務課長	荒田政二	人事部長	山下耕太郎
人事課長	大庭英明	給与課長	高村真
市民部長	岩村恭代	区政推進課長	森本康成
区役所窓口担当課長	三浦雄一	地域・人づくり部長	倉光清次郎
市民センター担当課長	長門充紘	財政・変革局長	武田信一
財務部長	木下孝則	財政課長	徳永準也
予算調整担当課長	村上愛	行政委員会事務局長	小石富美恵
行政委員会事務局次長	浅井真理子	調査課長	河津伸二

6 事務局職員

委員会担当係長 松 永 知 子 書 記 古 園 美 嘉

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	9日は議案の審査及び所管事務の調査、10日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行うことを決定した。
2	議案第134号 令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	議案の審査を行った。
3	議案第135号 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	
4	議案第136号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	
5	議案第137号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
6	議案第138号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	
7	議案第139号 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
8	議案第140号 北九州市市民センター条例の一部改正について	
9	議案第148号 当せん金付証票の発売について	
10	議案第156号 指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）	
11	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	

12	議案第211号 令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算(第2号)	議案の審査を行った。
13	行財政改革のさらなる推進について	調査結果について、別添報告書(案)のとおり取りまとめることを決定した。
14	人口増加対策について	
15	大都市財政の実態に即応する財源の拡充について	

## 8 会議の経過

### ○委員長(佐藤栄作君) 開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり11件であります。

審査日程については、本日は議案の審査及び所管事務の調査を行い、明日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第134号から140号、148号、156号、205号のうち所管分及び211号の以上11件について、一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

### ○総務部長 それでは、着座のまま御説明いたします。

総務市民局提出の議案7件について、お手元のタブレット、令和6年12月定例会提出議案概要に従いまして御説明いたします。

タブレットの2ページを御覧ください。

議案第135号、公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、職員の派遣先となる団体をより適切かつ柔軟に選定できる環境を整えるため、市内に事務所を有していないが市の業務と関係が深い団体へ派遣を行うことができるよう、派遣先団体等について、北九州市内に事務所等を有するとする要件を削除するものです。

施行期日につきましては、公布の日とします。

タブレットの3ページを御覧ください。

次に、議案第136号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律が成立、公布されたことで、懲役、禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、北九州市の各条例に規定された懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要があるため、該当する30の条例を一括改定するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年6月1日といたします。

タブレットの5ページを御覧ください。

次に、議案第137号、北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

本議案は、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して給料表の改定等を行うため、関係する5件の条例を改正するものです。

施行期日につきましては、3(1)のアとイ及び(3)のイは規則で定める日とし、令和6年4月1日に遡及して適用いたします。3(1)のウからクまで、(2)及び(3)アは、令和7年4月1日といたします。

タブレットの7ページを御覧ください。

次に、議案第138号、北九州市職員退職手当支給条例の一部改正についてです。

本議案は、雇用保険の就業促進手当の支給対象の変更等に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講ずる等のため、関係規定を改めるものです。

タブレットの8ページを御覧ください。

施行期日につきましては、2(1)は令和7年4月1日とし、2(2)は令和7年1月1日といたします。

タブレットの9ページを御覧ください。

次に、議案第139号、北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

本議案は、災害応急対策等業務手当を新設するため、関係規定を改めるものです。

施行期日につきましては、公布の日からとし、令和6年1月1日に遡及して適用いたします。

タブレットの10ページを御覧ください。

議案第140号、北九州市市民センター条例の一部改正についてです。

本議案は、新ビジョンに掲げます、若者やNPO、子育て・現役世代なども地域活動に参加しやすい仕組みの強化として、市民センターの多目的利用化を進めるため、新たに利用目的の規制緩和を行い、使用の承認に係る要件等の関係規定を改めるものです。

条例の改正内容といたしましては、(1)使用の承認に係る要件の変更については、使用の承認をしない事由の一つとして規定している、営利を主たる目的とするときを削除します。

(2)営利のための使用に係る使用料の設定につきましては、規定使用料の額の50割に相当する額とする旨を規定いたします。

施行期日につきましては、令和7年4月1日といたします。

タブレットの11ページを御覧ください。

最後に、議案第156号、指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）です。

本議案は、北九州市立交通安全センターについて、指定管理者を指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議案を提出するものです。

選定に当たりましては、学識経験者等の第三者により構成された指定管理者検討会を設置し、選定基準等に基づき、指定管理者としての適性や管理運営計画の適確性などに関して検討会を開催し、その結果を参考に、特定非営利活動法人I-D Oを指定管理者候補として決定いたしました。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

以上で総務市民局の提出議案について説明を終わります。よろしく御審議いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財務部長。

**○財務部長** では、着座にて御説明させていただきます。

議案第148号、当せん金付証票の発売についてにつきましては、令和6年12月北九州市議会定例会議案により御説明させていただきます。

タブレットでは、定例会議案書ファイル267ページをお開きください。

これは、令和7年度におきまして本市が発売いたします当せん金付証票、いわゆる宝くじでございますが、その発売総額の範囲を定めるものでございます。

令和7年度において、全国の宝くじ発売計画が令和6年度とほぼ同程度の発売を見込んでいることから、本市の発売総額も前年度と同額の120億円以内としてございます。

議案第148号、当せん金付証票の発売についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算第4号のうち総務財政委員会所管分につきましては、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

タブレットでは、令和6年度12月補正予算に関する説明書ファイル12ページを御覧ください。なお、金額の説明につきましては、100万円未満の端数は省略させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

19款3項1目総務費委託金の補正額1,900万円は、県知事選挙費の増額に伴う財源として計上するものでございます。

22款2項9目財政調整基金繰入金の補正額35億9,800万円は、歳出予算の補正に伴う財源として計上するものでございます。

次のページ13ページを御覧ください。

23款1項1目繰越金の補正額8億4,600万円は、令和5年度決算剰余金の一部を歳出予算の補正に伴う財源として計上するものでございます。

次の14ページを御覧ください。

25款1項1目総務債の補正額3,300万円は、若松区役所の空調設備の改修に必要な財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

次の15ページをお開きください。

1款1項1目議会費の補正額マイナス2,800万円は、議員報酬の減等に伴いまして減額補正するものでございます。

次の16ページを御覧ください。

2款1項1目総務職員費の補正額7億7,000万円は、人事委員会勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給与を増額補正するものでございます。

次の17ページを御覧ください。

2款2項8目区役所費の補正額4,400万円は、若松区役所の空調設備の改修に要する経費でございます。

次の18ページを御覧ください。

2款3項2目事務管理費の補正額マイナス2億4,900万円は、国の仕様変更などにより、住民記録システムの標準化移行が令和7年度から令和9年度に延期されることに合わせ、関連する窓口支援システムの構築を延期することに伴い、事業費を減額補正するものでございます。

次の19ページを御覧ください。

2款4項1目市民総務費の補正額3,100万円は、給与改定等に伴い、会計年度任用職員の報酬等を増額補正するものでございます。

20ページを御覧ください。

2款5項1目税務総務費の補正額マイナス70万円は、固定資産評価審査委員会の開催回数の減に伴い、委員報酬を減額補正するものでございます。

次の21ページを御覧ください。

2款6項1目戸籍住民基本台帳費の補正額400万円は、戸籍法改正による戸籍氏名への振り仮名記載に向けた届出受付業務等の委託に要する経費でございます。

次の22ページを御覧ください。

2款7項1目から3目の補正額5,300万円は、給与改定等に伴い、選挙管理委員会、人事委員会、監査事務局の職員給与を増額補正するものでございます。

2款7項6目市議会議員選挙費の補正額1,700万円及び7目県知事選挙費の補正額1,900万円は、同じく給与改定等に伴いまして、会計年度任用職員の報酬等を増額補正するものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

タブレットの56ページを御覧ください。

2款2項8目区役所費、区役所・出張所改修事業の繰越額1億8,500万円につきましては、適正な工期を確保できないため繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。

タブレットの59ページを御覧ください。3段目でございます。

戸籍の振り仮名記載受付等対応事業、限度額8,700万円は、戸籍法改正による戸籍氏名への振り仮名記載に向けた届出受付業務等の委託につきまして、令和8年度までの債務負担行為を新たに設定するものでございます。

次の60ページを御覧ください。1段目及び3段目でございます。

門司港地域複合公共施設整備事業における建設工事費につきまして、所管の区役所、生涯学習センター分の債務負担行為を減額するものでございます。

以上で議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案211号、令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算について御説明いたします。

タブレットの87ページを御覧ください。

公債償還特別会計補正予算につきまして、歳入歳出補正予算を説明させていただきます。

歳入の1款1項1目一般会計繰入金の補正額4,000万円及び次のページにございます歳出の1款1項5目公債償還基金積立金の補正額4,000万円は、臨海部産業用地貸付特別会計における土地売却収入を一般会計を通して繰り入れ、それを公債償還基金に積み立てるものでございます。

以上で議案第211号、令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして御賛同を賜りますようお願いいたします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 行政委員会事務局次長。

**○行政委員会事務局次長** 続きまして、行政委員会事務局提出の議案第134号、令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について、お手元のタブレットの議案第134号資料を基に御説明いたします。

令和6年10月9日の衆議院解散に伴いまして、10月27日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。これらの事務を処理するための補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、市議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

補正予算の内訳を御説明いたします。

歳入についてでございます。

経費の財源として、19款3項1目総務費委託金に4億4,000万円、23款1項1目繰越金に

1,000万円を計上いたしました。

続きまして、歳出についてでございます。

2款7項8目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の選挙執行に伴う経費として4億5,000万円を計上しました。

以上をもちまして議案第134号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**○委員長（佐藤栄作君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** それでは、北九州市市民センター条例の一部改正について質問をいたします。

まず審議に入る前に、なぜ突然この条例案を提出したのかということを知りたいと思います。

通例なら、市民に深く関わる条例案については、慎重な議論が必要なため、所管常任委員会では条例作成過程の報告、議員意見、議員質問等がなされてきました。しかし、今回の突然の議案提出については、議会側は戸惑いがあります。それは、十分に議論する時間がないからです。

令和6年度予算においても、議会に相談なしに除草予算の削減等がなされようとしていました。そのため、議会では組替え動議が提出されました。令和6年度の予算可決に至っては、行政と議会の風通しをよくし、お互いに真摯な議論ができるように、議会に対する報告義務を課す附帯意見がつけられ、市長もこれに同意したはずですが、しかし、今回再び報告説明不足が生じたことは、二元代表制の議会を構成する議員としては残念に感じます。

再びこのような議案において、議会に対し説明不足が起きないように強く求めます。見解を知りたいと思います。

**○委員長（佐藤栄作君）** 総務市民局長。

**○総務市民局長** 今の戸町委員からの御指摘に対して、私から一言回答させていただきます。

今回の議案の提案につきましては、来年春から、4月からの実施に向けまして、地元等への周知期間とか調整期間をできるだけ長く設けるということで、今回提出させていただいたところでございます。一方で、条例改正案の制度設計に思いのほか時間がかかってしまいました。その結果、皆様方に御案内する、御説明することがぎりぎりになってしまいましたことを、この場をお借りしておわび申し上げたいと思います。

今後は、こういうことがないように、しっかりスケジュールには余裕を持って進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** それでは、条例の審査に入りたいと思います。

この条例案では、条例可決後に営利企業が市民センターを利用できることになるかと読めます

が、それで間違いないでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** この条例案を可決いただきますと、4月から営利のための利用というのが可能となります。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** まちづくり協議会の会長、市民センターの館長の意見集約はどの程度したのか、また、どのような意見が出たのでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** まず、今回の利用目的の規制緩和につきましては、ヒアリング先といたしまして、まちづくり協議会、そして市民センター館長、また利用者であるNPO団体とか、あと民間企業など、広く関係者の御意見をお伺いさせていただきました。今御質問いただきました、まちづくり協議会会長と市民センター館長についてでございますけれども、まずは、例えば館長でありますと、毎月、市民センター館長会議というのを各区でやらせていただいております。その場で、区を通して御意見をいただいております。また、まちづくり協議会会長の皆様につきましても、イベントとかいろいろな場で区や館長がふだんから御意見というのを、これに限らず意見交換をさせていただいております。そういった意見につきましては、我々は本庁の地域振興課ですけれども、各区のコミュニティ支援課と毎月意見交換の場というのがございます。今回の利用目的の規制緩和につきましても、その場で意見交換を進めながら制度設計をさせていただいております。また、個別ではございますけれども、我々地域振興課としても、各区から御推薦いただいた館長に直接回らせていただきまして、この件に特化したヒアリングも別途行わせていただきながら、今回御提案の条例案を出させていただいたところでございます。

あと、その場でいただいた御意見でございますけれども、まずは、開かれた市民センターになるのはいいことだという御意見だったり、あともう一つ大きくありましたのは、やはり今、市民センターを地域活動の場と……。

**○委員（大石正信君）** 聞こえません。

**○市民センター担当課長** 市民センターが地域活動の場として使われております。まずその活動が損なわれることがないようにしてくださいという御意見だったり、あと、今回、営利使用ということで、どこまで認められるのかということも御不安の声がありましたので、マニュアル等でしっかりその基準を示してほしいという、そういう様々な御意見をいただいております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** それでは、センターの利用率、市民の方々が使っているところに企業が入ってくるということを考えたときに、まず利用率がどうなっているのか、多目的ルームとそ

の他の部屋に分けて聞きたいと思います。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 部屋ごとに、市民センターの多目的ホールですとか和室とか会議室とか様々ございます。令和5年度の数字でお示しさせていただければと思いますけれども、全体の稼働率としては22.8%という状況です。今お話しいただきました多目的ホールにつきましては36%ということで、一番高い数字となっております。その他、例えば和室ですと7.6%、会議室ですと約15%ということで、部屋によって様々な利用状況が見られるということでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** そうなると、多目的ルームといいますか、そこが一番利用率が高いと。これは多分、地域によっても随分違ってくるんじゃないかなと思います。私の事務所がある中央町はレインボープラザの中に入っているわけなんですけども、やっぱり町なかとそうじゃないところってなると、例えば、どういう表現をしたらいいかな、その地域に公的な館が市民センターしかないというところもありますので、慎重にこの問題は考えてもらいたいなと思っております。我々自由民主党・無所属の会の議員がまちづくり協議会の会長、各市民センターの館長に意見を聞きました。その中で象徴的なのが、不安を感じる、そして、市民利用が抑制されるんじゃないかという意見がやはりかなり出てまいりました。当然ながら、どんどん使ってくださいっていうところもございました。しかし、不安っていうのがかなり館長からも出てまいりました。

不安を感じるのは、当然ながら、営利企業が利用すれば、詐欺集団とかネットビジネス、ねずみ講などの、年長者をだまして利益を上げる企業の参入を容易にする可能性が出てきます。市民センターでの催物については、参加者は公的機関が認めたとの認識を持ち、信頼してしまう傾向があります。そこで、市民に被害が出た場合、市民センターの館長の責任が問われるんじゃないかという危惧を持っております。我々自由民主党・無所属の会は、この責任は行政が持つべきだと考えています。

そこで、新規登録は区役所で受付をすべきで、行政が責任を持って悪質な団体かどうかを判断すべき、センターには何も責任がないと思っておりますが、どうでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 御提案いただきました、営利利用を希望する団体、個人につきましては、その使用の可否を判断するため、事前に団体登録を行うという手続を今回から取らせていただきたいと思っております。その受付の判断につきましては、おっしゃられるようになかなか新しいことですので、迷うことも十分あると考えられます。まずは円滑にスタートさせることが肝要であることから、御提案いただいた営利使用の団体登録、これは区役所で行わせていただきまして、市民センターはその名簿で受付をするという方法については取り入れさせて

いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）ということは、新規登録といいますか団体登録については要綱で明記するという事によろしいでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 今回の営利のための使用の団体また個人に対する登録につきましては、登録の流れ、これはマニュアルですとかをしっかりと整備させていただきまして、制度の中で決められたこととしてしっかりと定めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）また、営利企業の場合は、暴力団との関係がないことなど、何らかの誓約書の提出を求めたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 団体登録をさせていただく様式の中に、一応、暴力団排除条例に関する照会をかけさせていただきますという同意も併せて取らせていただくことを今考えておりますので、御提案いただいた内容につきましてもしっかりと対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）次に、市民利用が抑制されるということなんですが、説明では、市民利用は2か月前、企業利用は1か月前と説明がございましたが、市民の方々が中心の会は、事務局のような専任の方が事務をしているわけではないので、1か月前に会の内容が決まっていなかったり、こま取りを忘れていたりする場合があります。

そこで、企業利用を1か月前ではなく2週間前とすることを提案しますが、いかがですか。

○委員長（佐藤栄作君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 まず、利用の基本的な考え方は今お話しいただきましたように、現状では1か月前で共通になってございます。この条例改正案に向けまして、地域の方は2か月前、営利のための使用は1か月前ということで御提案をさせていただいております。

先ほど稼働率の御質問をいただきましたけれども、特に多目的ホールはほかよりも最も利用が高い状況になっております。そういった状況を受けまして、まずは円滑にスタートさせるということをしっかりやっていきたいと思っておりますので、御提案の予約時期につきまして、多目的ホールにつきましては予約時期を2週間前からにするということで取り入れさせていただければと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）ぜひそのような形にしてもらいたいと思っております。やはり市民センターというのは地域の方々の、そもそもが公民館から来て市民福祉センターになって、そして市民セ

ンターになってきたという経緯があって、もともとは社会教育施設であったわけです。だから、そこをやっぱりしっかり考えて、市民利用が抑制されないように御配慮を願いたいと思います。

そして、もう一件よろしいでしょうか。議案第135号、公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてですが、提案理由を見ますと、市の業務と関係が深い団体へ派遣を行うことができるようにと、こう書いているわけなんですけども、今現在どのような不都合があってこの条例案を出したんでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 人事課長。

**○人事課長** 今回の改正ですけども、もともと公益法人に派遣しようと思ったときに、派遣先の団体の要件として、市内に事務所を有することと定めております。ただ、情報通信技術の発展などに伴いまして、本市に事務所がなくても我々行政との関係が深く、職員を派遣すべき団体というものが出てまいりました。つきましては、こういったことに対応するために今回改正案として出させていただいております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** この場で、その団体名とかを聞くわけにはいかないですかね。秘密なんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 人事課長。

**○人事課長** 具体的な団体名といたしましては、地方税共同機構というところに派遣を今検討しております。この地方税共同機構というのは、地方税に関する事務の合理化ですとか納税者の利便性の向上に寄与することを目的として設立されております地方共同法人になっております。ここには、地方公共団体、政令市などが持ち回りで派遣しております。みんなで支え合っているという団体ですので、今回我々の当番といいますか、そういった依頼がありましたので、そこに対応することとしております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 戸町委員。

**○委員（戸町武弘君）** 終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 岡本委員。

**○委員（岡本義之君）** 私も、市民センター条例の一部改正案について質問させていただきます。

まず、基本的なこと確認なんですけど、今回、営利を主たる目的とするときを条文から削除するということなんですけど、営利を主たる目的にしないけど営利も少し出る場合、これは今までどんな取扱いをしていたのか、教えていただきたいのと、今回は、新ビジョンに掲げる、若者やNPO、子育て・現役世代なども地域活動に参加しやすい仕組みの強化として、市民センターの多目的利用化を進めていくと。この多目的利用化を進めると、どうこの世代の方たちが地域活動に参加しやすくなっていくのか、その辺はどんなふう考えているか、教えていただきたいと思います。

特に、貸出しをするときの時間帯とかですね。昼間働いている現役世代の方々というのは、

昼間はなかなか使いづらい、集まりにくいと思うんですね。だから、例えば浅生スポーツセンターも、岩ヶ鼻市民プールを廃止するとき、子供たち用の時間を取ってもらったりとか、いろんな工夫をして、すみ分けなんかをしながら進めていったんです。やったはいいけど、時間帯が合わなくてあまり人が集まれないということもあるんじゃないかなど。本当に進めたいということであれば、その辺をどう考えているのか、現場の声等がありましたら併せてお聞かせください。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 2点御質問いただきました。

1点目の、今まで営利を主たる目的としないということは使えませんかとなってございましたけれども、それに当たらない者ということでございます。具体的には、民間の企業とかで内部の打合せといいますか会議をするようなときは、現状でもお貸ししております。非常に限られております。ですので、例えばですけども、講師の方が主催して無料で人を集めてやるというのも、今の規定ですとできませんということでルールを運用させていただいております。

次に2点目の、新ビジョンの関係で、多目的利用化というのは、どういうストーリーでという御質問でございます。

我々は、今、市民センターは非常に多くの方に利用いただいていると感じております。ただ、利用を分析してみますと、7割以上の方が60歳以上の方々であります。また、まちづくり協議会の会長の皆様におかれましても、平均で70歳以上の方が今携わられているということで、今後、地域コミュニティーを維持していくために、また、担い手の方々をどういうふうに育成していくのかという視点で、やはり若い方とか子育て・現役世代の方々にまずは市民センターを利用いただきたいという思いもありますし、何よりも利用者の方々から、市民センターをもっと多目的に、例えばNPOの方々が有料で講座を開きたいとか、先ほどちょっと申しましたけれども、講師の方が少額で主催できるような、例えば学習のようなものやっただけだと参加できるのにとか、そういった声も受けまして今回考えさせていただいております。そういった方々がまず市民センターに来ていただいて、市民センターに来ていただけますと、地域活動というのが市民センターで見える化されていると思います。そういった中で、地域活動がより若い方々にも御参加いただけるのかなと思っております。

最後に、若い方は今の開館時間等ではなかなか利用できないじゃないかという御質問につきましては、まず平日ですと、今、基本午後10時まで開いています。土曜日午後5時まで開いていますので、まずはそういった普通に働かれています方でも利用できる時間帯というのももちろん御利用いただきたいと思っておりますし、また、館によっては日曜日に開いている館もございます。お声としては、休みの日になかなか開いていないというのも確かに耳に届いていますので、今後はそういったこともしっかり考えながら、一体として施策を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）ありがとうございます。

最後にちらっと説明がありましたけど、日曜開館を既に今やっているところもあるし、そういったところは月曜日をお休みにしたりとか。地元の説明会の中では、さらに日曜開館を進めていくということなのかみたいな懸念の声はなかったんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 具体的に、日曜開館というのは今も5館やっています。我々、必ずやってくださいということは今やってごさいません。来年度に向けても、今回アンケートを取らせていただきまして、地域の状況を踏まえて可能なところは御協力いただいとというような形で、まずは地域の方々の声をしっかり聞きながら進めさせていただきたいと考えてごさいます。以上でごさいます。

○委員長（佐藤栄作君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）今後これをこれから進めていくと、いろんな課題も見えてくるのが想定されるんですけど、やはり市民センターの運営とかそういったところに、ある意味、本当に若い方たち、現役世代の方に入ってきていただいて様々な意見を頂戴していかないと難しいところもあるんじゃないかなと。その辺の仕組みづくりも併せて今回進めていっていただきたいということ要望して、終わりたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）私からは、まず議案第135号、先ほど戸町委員にも御説明いただきましたが、少し私からも確認させていただきたいんですけども、職員の派遣は公益法人等というふうになっているんですが、この等というのは、改正内容を見れば、本市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体に限るという意味ですかね。単純に株式会社とか合同会社とかは含まないという意味ですか。

○委員長（佐藤栄作君）人事課長。

○人事課長 現在、派遣されている団体におきましては、公益法人であったり、株式会社だったり、先ほど申しました団体であったり、そういったものがいろいろ含まれております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）そしたら、株式会社であれば、この条文を見たら、北九州市が出資している株式会社ということですか。

○委員長（佐藤栄作君）人事課長。

○人事課長 先ほど申しました、今回新たに派遣する団体というのは地方税共同機構という団体なんですけども、ここにつきましては特に出資はしておりません。出資していない団体ですけども、我々としては派遣する必要があるということで、今回派遣することとしております。

以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）いや、すみません、私も条文そのものを見ていないので。改正内容の第10条第2号中に、そういうふうに改めるって書いてあるじゃないですか。ここには、本市が資本金その他これに準ずるものを出資している、これが条件なわけですかね。今、課長が説明したところはそれには当たらないのかなと思ったんですけど。

○委員長（佐藤栄作君）人事課長。

○人事課長 そうですね、今のところは出資はしていない団体なんですけども、すみません、株式会社は出資をしているところということで限定しております。それ以外の団体は、別に出資は限っておりません。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）この第10条、条文を見ないでこれだけで、議案書だけしか見ていないから申し訳ないんですけど、この第10条第2号が言っていることは、株式会社の場合はという意味ですか。第10条第2号だけ、この改正内容だけ見たら、資本金その他これに準ずるものを出資している会社じゃないと駄目なんじゃないかなと読めるんですけど。

○委員長（佐藤栄作君）人事課長。

○人事課長 すみません、今回、第10条第2号については、少しでも出資していればという株式会社なんですけども、今後同じような話が、先ほど言いましたように情報通信の発展、発達ですとかそういったことで、市内に事務所を有しないところも入ってくるということで、併せて改正させていただいております。第10条第2号につきましては、現在、エーターミナルが入っております。これ以外にも、そういったことが出てきたときに対応できるようにということで考えております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）ちょっと自分の理解が。いや、僕はここだけ見たら、第10条第2号は、要するに出資していないところには派遣したら駄目なんじゃないのかなという意味で、こう書いているのかなと思ったんですけど。

○委員長（佐藤栄作君）人事課長。

○人事課長 株式会社につきましては、出資していないところは駄目ということになっております。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）株式会社以外だったら大丈夫だと。

○委員長（佐藤栄作君）人事課長。

○人事課長 はい。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** 分かりました。ありがとうございます。

そのほかに追加でちょっと質問させてもらいますけども、まず、法律の改正で戸籍に振り仮名をつけることになったということですが、これは振り仮名というのは本人からの申出もしくは代理人からの申出が必要なのか。それからまた、住民票にもその記載があるのか。それとまた、除籍した人、亡くなった人も含めてですけど、そういうところも振り仮名が振られるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、あと2つあります。次に、選挙管理委員会、北九州市議選に補正予算をつけていただいているんですけども、中原課長の説明会のおかげで、八幡西区は立候補を予定する人が大変多くて、僕も朝、今日ものぼりを持って立っていたんですけど、やっぱり立候補を予定する人と鉢合わせになるわけですね。皆さん、のぼり、ポスター、2連のものを用意されてあります。これはもう中原課長の御指導がよかったんじゃないかなと、本当に感激しているところなんですけども、今後、正しい選挙活動をするために、選挙違反をしないということが大事だと思っているところです。私も非常に迷っているところなんですけど、次に公職選挙法違反になる可能性が高いものとして考えられるのが、出陣式とかを含めた選挙告示後の報道についての告知ですね。このことに関しては、選挙管理委員会としてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それとあと、これは財政・変革局になるんで、ちょっと話がそれるかもしれませんが、臨海部産業用地貸付けによる土地売却収入、市の土地を売ってそれを基金に積み上げるというものなんですけども、市の土地を売ることに対して、目的外使用、例えば売るときに条件をつけたりする場合も当然あると思います。この土地の場合はどうか分かりませんが、そういった場合に、目的外使用をされた場合、これはどういうふうに市として対応しているのか、聞かせていただきたいと思います。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 戸籍の振り仮名について御説明させていただきます。

まず、本人の申出かどうかということですが、来年の5月以降になりますけども、まず市から、あなたの氏名の振り仮名はこれでよろしいですかという通知を、北九州市でしたら本籍の人口94万人にお送りさせていただきます。それはまず仮の振り仮名としてお送りさせていただきますけども、それ自体はもともと住所異動のときに異動届にかつて書いていただいた振り仮名ですとか、出生届に出生時に書いていただいている振り仮名、それを仮の振り仮名として、まず確認でお送りいたします。それで問題なければ、その1年後に役所で職権で入力させていただきますし、いや、ちょっと微妙に、小さい字が大きい字に表記されているから小さい字に変えてくださいとか、読み仮名が実は違うんですとか、パスポートでは違う読み仮名になっているんですとかということであれば、役所にお申出いただく。これは窓口でも、あとオンラインでもできますが、お申出いただくことによって、その振り仮名を私どもで入力をさせ

ていただくというふうに考えております。

続きまして、お尋ねいただきました、戸籍でも現在の戸籍とか、もちろん除籍等がございます。対象は、北九州市の場合、現在の本籍人口94万人を対象にさせていただいていますので、現在の戸籍ということで作業させていただきたいと思います。

住民票ですが、戸籍でまず振り仮名、氏名の読み仮名を確定させた後に、それを今度、住民票にも移行させるというか、並行して入力する、その作業を考えておりますので、まずは戸籍の氏名の振り仮名が確定したら、その後、引き続いて住民票も氏名の振り仮名を入力させていただきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** 選挙違反等々について、これからどういうふうに対応していくかということでございます。

我々も、今回の市議会議員選挙に臨んでは、夏ぐらいから、選挙の告示後だけではなく、現状したらいけないことというようなものも議員の皆さんにお配りして注意喚起をしておりますし、また、立候補の予定というような情報が入った方にもお送りして注意喚起を行ってまいりました。現状、我々が見ると、やはり本来貼ってはいけない個人ポスターというのは非常に少ないような状況でございます。さっき委員がおっしゃったように2連に変えていただいているというところはしっかり対応いただいているのかなと思っています。

先日の立候補予定者説明会においては、通常、告示後に注意することをしっかりと説明させていただくんですが、加えて、今やってはいけないこと等々についても、その辺も丁寧に説明をさせていただいたところがございます。ただし、足りない部分もあるやもしれませんので、今後、皆さんのところもそうでしょうけど、事前審査というのを各区で行っています。その際に、注意することというのも重ねて注意喚起をしていきたいなと思っています。

やはり最終的には、我々は注意喚起をいたしますが、立候補する方々が自分の立場をしっかりと踏まえていただいて、こういうことが選挙違反に当たるんだというところは理解していただいて、行わないということを徹底していただく必要があるのかなと考えているところでございます。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 予算調整担当課長。

**○予算調整担当課長** 今回計上させていただいております臨海部産業用地貸付特別会計における土地の売払いなんですけれども、こちらの場所が若松区響町の工業地帯の中の土地でありまして、今まで貸付けをしておりまして、貸していたところから、もう今回利用をしないという申出がありましたので、その土地について、一般競争入札で同じような目的で使うところがないか入札をかけたところ、予定価格より高値で売れたものですから、今回、積み立てる補正をさせていただいております。ですので、工業地帯の中で売却しておりますので、似たような業種の方の入札となっております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）財務部長。

○財務部長 財産管理のところでの補足での御説明です。

今回の案件は港湾のところでありますので、細かい入札条件は今手元に資料がございませんけれども、臨海部の土地でありますので、一般に港湾のところ売却するときには、その土地を活用して、北九州市の港湾を活用していくといった形の計画とかを出していただいた上で入札なり、あるいは、隣接した土地とかであれば相対で売却するということはあります。恐らく、目的外、一般の普通財産として売りますので、いわゆる行政財産目的外使用とは違いますけれども、例えば臨海部に使わない、全く違う形であるとか、転売したときにどうするのかという御質問かと思えますけれども、一般的に全てにいわれる買戻し特約的なものをつけているかという、そういったことではございませんで、普通財産として売却しているという状況です。

ですから、臨海部とかの活用については、事前の入札の段階で審査を行い、その上でしかるべき契約方法で売却しているという状態でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）まず、戸籍のところは、住民票もその後に、これは法律じゃなくて、市が任意で振り仮名をつけるということだろうと思うんですけども、もしも当初生まれたときに申請していた振り仮名と違うということで申出があった場合、例えば、うちの会派に吉田幸正議員っているんですけど、彼は本当はユキオやないのかといううわさもあるんですけども、例えば僕でも、幸一という名前なんですけど、その読みを変えたいということで、これを申出することは可能なんですか。

○委員長（佐藤栄作君）区政推進課長。

○区政推進課長 それは可能でございます。それは住民票でというよりは、戸籍が決まったら、それがそのまま住民票に移行すると思っていただいたらいいと思うんですけど、まず最初に来年の5月以降に確認ということで通知をお送りするときに、いやこれは違うんだ、自分はこういう名前の読みでいっているんだということであれば、その旨のお申出を窓口なりオンラインでしていただけたら、そちらでということになります。それがそのまま、今度は確定後に住民票にも反映されるという、そういう流れになります。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）確認なんですけど、それはじゃあ生まれたとき親がつけた読みじゃなくて、自分は通称でこう使っているからということで変えることは、同じ字の読みとして正しければ可能だということですね。

○委員長（佐藤栄作君）区政推進課長。

○区政推進課長 ルール上、可能ではあります。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）いや、もうそれ以上は。ありがとうございます。

それと、中原課長から説明がありましたけども、またしっかり中原課長の下で本当にクリーンな選挙をやらなきゃいけないなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、財政・変革局からの説明で、さっき部長からお話があったところが僕が聞いたかったところで、今回の場合は一般競争入札、最低価格が高かったわけですから、これは問題が大きく起きないと思うんですけど、転売されれば当然、所有権が変わればどこに売ろうと、それはもう要するに法律の規制の範囲内だったら関係ないわけですよ。そこはもう市は止めることができないというのが現実です。

たまたま9月の決算議会の中で、今ここにいませんけど、香月議員が学研のデータセンター予定地としてアメリカの投資会社に売った土地は、あれは相場よりもかなり安い値段で売ったんだという話でした。そういった場合は、やっぱり買戻しの特約をつけておくべきでなかったのかなと、この間の話を聞いて思ったんですけども、買戻しの特約って今はもうつけることはないんですね。つけられる場合があるとしたらどういった場合なのか、教えていただきたいと思ひます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財務部長。

**○財務部長** 特約をつける場合の一般的なルールといったところがございませぬので、事案ごとに、例えば近年で私が記憶しているところであれば、建物つきで売却したときに建物を壊すことを条件にするとか、一般的に財産を所有権移転だけを目的にして売るんじゃないかと、ほかの附帯要件をつけたときには買戻しの特約とかをつける事象があったと記憶しておりますけれども、基本的には売却を優先するといった観点から、つけずに売っているという状況でございませぬ。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** 僕は思ったんですが、相場よりも明らかに安く売っていくというときは、それは当然目的があつて市も売っているわけですから。市の財産を安く売っているわけですからね。そういったときに目的外使用された場合に、何らかの買戻し特約などをつけて買戻すことができないと僕はおかしいんじゃないかなと思うんですよ。

特に今回気になったのは、データセンターができることを期待していますし、この間、副市長に聞いても、AI関係のデータセンターができるんじゃないかという話だったんですけども、たまたま今回、あの土地の北側に、仮契約ですけども、半導体の関連産業が来るかもしれないということになれば、土地の価格が高騰する可能性も当然あるわけですよ。データセンターが買ったところは、データセンターを経営するデータセンターの企業が買ったんじゃないかと、アメリカの投資会社が買ったわけですよ。投資会社の目的というのは、どっちかという、データセンターをつくることより、高くその不動産の価値を見いだして、出資者に対して利益を還元するというのが投資会社の最大の目的だと僕は思うんですよ。

そうなつた場合、アメリカの投資会社がデータセンターをつくらうと思つていても、相場が

かなり上がることで、仮にあそこにA S E社が決まって土地の値段が高騰したと、倍以上になったといった場合、これを転売する可能性も、データセンターをつくるより転売したほうがいいという判断が働く可能性というのもあると思うんですけど、そういった場合の対応はどういうふうに考えておられますか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財務部長。

**○財務部長** 個々の事案でA S E社のところについては、それぞれの土地のもともと持っていた目的でありますとか、それを政策的にどこの企業、こういった業種の企業に売却するかどうかといったところとの比較になろうかと思えます。それを売却するに当たって、契約方法ですね、入札になるのか、あるいは不動産鑑定を行った上でその価格で売るのかといったところの契約を、入札でやるのかそうじゃないのかということも要ると思えますし、それぞれ土地の普通財産で目的なく、未利用市有地とかといったときにはそういった事象は起こらないと思えますけれども、委員のおっしゃるような形での目的、保有している目的と売却のバランスをどう見てどういう条件にするかというのは個々の事案ごとに考えていかなきゃいけないかなと思っております。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政・変革局長。

**○財政・変革局長** 少し補足させていただきます。

まず、誤解がないように、いわゆる相場より高い低いというお話ですけども、市が土地の売払いをするときには、まず大体、複数の不動産鑑定士を入れて、実勢価格とか土地の評価をしっかりとした上で最低価格というのを出します。いわゆる実勢の不動産業者同士の取引価額はまた高く出るかもしれませんが、基本的には鑑定に基づいてやっておりますので、相場より低いのかと言われると、決してそうではないということは御理解いただきたいと思えます。

それともう一つは、転売というか、土地は下がったり上がったりするのが常でありますし、企業活動もやめたり新しく始めたりというのはありますので、基本的には、処分した後はその所有者、委員がおっしゃられるように所有者の自由になるわけですけども、企業誘致したときは立地協定を結んだりですとか、あるいは、特に助成金を出す場合はその助成金の要綱とかに、どういうものに使うかとかいうことは一応定めますので、そこは土地の売買契約以外のところで担保することになるのかなとは思えます。

ただ確かに、買戻し特約は当然、買い戻すときには逆に今度また市が財源を確保して買い戻すことになりますので、従前はそういうルールが多かったんですけども、現状においては、基本的には土地を売却して市の歳入を確保するというのが大前提で歴史的にやってきております。ただ、ルールとして買戻し特約をつけてはならないというルールは今のところ私はないと承知しておりますので、個々の案件に応じて部長が申し上げたとおり対応していくことになると思えます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** 学研の投資会社に売った土地に今さら買戻し特約というのはつけられな

いから、今さら言っても仕方がないんですけども、僕が言ったような可能性もなきにしもあらずと。僕もデータセンターができることを希望していますし、そういうふうになると思うんですけど、物の考え方の一つとして、購入したところが投資会社ですから、何度も申し上げるとおり、株主利益の最大の効果で、高く売れば売れるほうが法人として、投資会社として利益が上がるわけですから、そういうこともあり得るわけですよ。

今回、特殊だったと思うんですよ。最低価格、もちろん鑑定士の査定というんですか、それは受けたのかもしれませんが、しかし私は、それでも相場よりかなり安いんじゃないかという話を聞いています。絶対にその鑑定士が出した金額が相場とイコールということではないと思っているものですから、今回の場合、特に購入したところがそういう企業だったんで、たまたまその後にA S E社が仮契約したということになれば、その土地が高騰する可能性があるものですから、ふとそういうことを感じたので。

今後、特定の企業に売却する場合というのは、その目的外使用がなされないように、今言ったように補助金を返してもらおうとかそういったことも考えていかないといけないし、買戻しの特約というのも一つの方法かなと思っているんで、今後検討していただければと思います。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 成重委員。

**○委員（成重正文君）** 市民センターの条例の改定について、聞かせてください。

今回、営利を主たる目的とするを削除するという事で、先ほどからなる御説明いただきました。私は賛成でありますけども、その中で細々したことをお聞かせいただければと思います。

今回、市民センター全体を見たときに、駐車場とかそれから広場みたいなのもありますけども、そこで、今の営利目的でいくと、キッチンカーとかを出したいという若者が来たときに、そういう場合はオーケーになるんでしょうか。1個ずつお願いします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** キッチンカーにつきましては、屋外スペースになります。今回の条例案で出させていただいておりますのは、各部屋についての利用目的の緩和ということでございます。例えば文化祭のときに、一部そういったものをやられたいというときは、現状でも目的外使用許可というのを別途申請して、場合によっては許可をお出しするという事もできますので、それはまた別の取扱いになります。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 成重委員。

**○委員（成重正文君）** 今度は、コンサートとかを開きたいというときに、コンサートで営利、1人1,000円取りますとか、コンサートを受けたときにグッズを売りたいとか、そういうグッズの収入とかもあるわけですよ。

あと、音響なんですけども、ドラムを入れたり、ベースを入れたりして、音響も自分たちで入れてがんがん鳴らすとか、そういう騒音問題とかはどういうふうな条例になるんですか。

○委員長（佐藤栄作君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 まず、営利ということで、例えばですけれども、お子さんが音楽教室の発表会で使われて、例えば500円とかでやるというのはもちろんできるようになります。ただ、大きな音響で、ほかの部屋に御迷惑がかかるようなことは、設置目的でももちろん使えませんというのを運用上やらせていただいておりますので、そこは内容によって、どこまでできますというのは出てくるとは考えています。

機材の持込みとか、やはり大がかりになるものは、予約時期が大分短くなっていますので、大規模なものの利用というのは現実的にはなかなか難しいのかなと考えてございます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 成重委員。

○委員（成重正丈君） まだ細かいところは全く何も決めていないってことですよ。

○委員長（佐藤栄作君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 利用できるもの、できないものということで、過度な営利の利用はできません。ただ、その文言だけではなくて、具体的なものはマニュアルでずっと列記をさせていただきます。先ほどの騒音を伴うようなものももちろんできないものに入っております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 成重委員。

○委員（成重正丈君） 今、別会場で、ワンドリンクとかでお酒を提供したりとかしているところもあると思うんですが、そういうのはその条例の中に組み込まれているんですか。

○委員長（佐藤栄作君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 酒類の提供についての御質問だと思いますけれども、現状で市民センターでお酒を伴うようなものは共通で利用できませんので、今回の条例に問わず、そういった利用は今後もしないということになります。

○委員長（佐藤栄作君） 成重委員。

○委員（成重正丈君） 1か月前から借りられるということで、市民センターの外に、こういうことをやりますとかという広報みたいな看板とか、そういうのはどういうふうに考えているんですか。していいかどうか。

○委員長（佐藤栄作君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 利用による広報を市民センターの施設でやるというのは考えていません。ただ、利用当日、入っていただくと大体入り口のところに当日の催物の予約状況が分かるようになってございますけれども、当日はそういう表記はできますということでの運用をやらせていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 成重委員。

○委員（成重正丈君） 市民センターの外というか、壁とかにポスターを貼りたいとか、そうい

うのはどうなんですか。

○委員長（佐藤栄作君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 そういった特定のポスターとかを許可するということは今のところ考えてございません。市民センターへ行っていただくと、行政とか公共のものでもかなり印刷物でありますとかポスターの場所をいただいておりますので、今後そういった新たに多目的利用で営利のためにというのはなかなか難しいのかなと、表示につきましては難しいのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）成重委員。

○委員（成重正文君）最後に、皆さんが営利目的でオーケーってなると、やっぱりたくさんの方から申込みが来るんじゃないかと思っておりますので、市民の皆さんに分かりやすく説明していただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）大石委員。

○委員（大石正信君）まず、議案第137号の市職員の給与に関する条例の一部改正について、本会議でも言いましたけども、今度の人事院勧告では30年ぶりの改定だと言われますけども、実態としては、この30年間は勧告ではマイナス改定が続いて、実質賃金は74万円も減らされていると。その上、異常な物価高騰で、1万円程度では実質賃金に追いついていないのではないかと。30年間でどれだけ減額になったのか、教えていただきたい。

次に、議案第140号の市民センター条例の一部改正について、本会議では、私は関係者の意見を十分聞いていないんじゃないかと指摘しましたけども、局長は関係者の意見を十分聞いてると、指摘は当たらないと答弁されましたが、12月5日の小倉北区の自治総連合会の懇親会で一人一人まちづくり協議会の会長に話を聞きました。すると、11月25日の市長会見後に初めて知ったという方がほとんどでした。こういう自治総連合会の会長や市民センターの館長についてもコミュニティ支援課で会議をやっているということだけど、これが実態としては、11月25日の市長会見で聞いてくれということで、ほとんど根回しがされていない。だから、局長の答弁は実態と違うんじゃないかと、修正すべきじゃないかと思えます。

次に、議案第205号、一般会計補正予算について、今回、門司港地域複合公共施設建設に入札不調があったということで、5億円のくい打ち工事を分離発注で行うと。こういう分離発注というのが特例であると。くい打ちと実体の本体工事の業者が違うわけで、かしがあった場合どうするのかと本会議で言いましたけども、それは市の職員が立ち会ってやっていくと言われていました。そういういろんなかしがあった場合に、裁判になった場合とかということも出てくると思うんだけど、そういう責任の所在や、また、面積案分で区役所は4.5%、門司生涯学習センターは4.1%というけども、実際に海を埋め立てて造成し、そこに初代門司駅を造っているわけで、単純に面積案分がいいのかということについて。

最後に、ガバメントクラウドについて、本会議でも質問しましたけども、多額の費用、25億

円がかかると。今回、2億円の減額補正がされていますけども、多額の費用、また、情報漏えいについて担保があるのかと。本会議では、暗号だとか、自動的にアメリカに情報を流すようなことはしないと言われましたけども、きちんとそういう担保ができているのか、そのことについて伺いたいと思います。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 給与課長。

**○給与課長** それでは、職員の給与が物価高騰に追いついていないのではないかというような部分に関して答弁させていただきます。

職員の給与につきましては、適正な給与水準の確保という観点から、民間事業者の従業員の給与、こういったものと均衡を図るような形で取扱いをしております。このことから、毎年行われます人事委員会勧告の中での較差率を用いまして、毎年度、給与改定をさせていただいております。

確かに、現時点では物価の高騰、それから実質賃金がマイナスの状況、こういった状況にあるというのは理解をしておりますが、私どもといたしましては、先ほど申し上げたように適切な給与の水準の観点から、しっかり人事院勧告の較差率を用いて給与改定等を実施していきたいと考えております。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 関係者の意見というところで御質問いただいております。

繰り返しになりますけれども、区で、館長でありますとかまちづくり協議会の会長でありますとかと、ふだんから意見交換させていただきながら意見を集約させていただいているというのが基本でございます。そして、例えばですけれども、今、小倉北区のまちづくり協議会のお話が出ました。我々が課長と意見交換させていただく中で、区から会合があるので説明に来てくださいということで、私が直接9月に会合に呼んでいただき、お時間をいただきまして、この利用目的の緩和については御説明をさせていただきました。そのときにも各会長から御質問等もいただきながら、そういった御意見も踏まえて今回の条例案を出させていただいているところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 総務課長。

**○総務課長** 門司港地域複合公共施設の補正の関係で御答弁させていただきます。

御指摘がありました分離発注につきまして、責任の所在はどうかということと、面積案分についてどう考えるかということでございました。

分離発注につきましては、本会議でも都市戦略局から答弁させていただいたと思いますけども、先行工事発注で、くい工事をしたとしても、一体で発注した場合と施工基準は変わらないということ、それから、工事の各段階で市の技術員が検査し品質管理を行うことから、建設に当たって重大なかしが起ることは考えていないということでございます。

それから、面積案分につきましても、これは都市戦略局が全体的に工事監理しておりますの

で、総務市民局といたしましては、所管分の面積に応じて補正予算を計上しているというところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 情報システム担当課長。

**○情報システム担当課長** ガバメントクラウドの情報漏えいへの懸念についてと、市としてどうやって情報を担保していくのかということについてお答えいたします。

まず、議会の答弁の繰り返しにはなりますけれども、米国のクラウド法について、そもそも開示請求があるのではないかというのが起点だったかと思いますが、米国クラウド法におきましては、適正な手続きに基づいた犯罪捜査のときだけ開示ができると決まっておりますので、そもそもアメリカから勝手にいろんな情報が漏えいするというようなリスクは極めて少ないのではないかと考えております。

次に、仮に要請があったといたしましても、国は様々な対策を取ると言っております。また、北九州市としましても2点考えておまして、まずは、仮に米国から開示請求があった場合にはきちっと市に通知するよというこを、それぞれのシステムの開発の契約上明記することを考えてございます。2つ目が、このシステムを稼働するときには業務ごとにきちっとデータを暗号化することで、仮に私たちが意図しない形でデータをアメリカに持っていかれたとしても中身を見ることができないという、この2つの対応をすることで、勝手に情報が持っていかれて漏えいするというこを防ごうと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 給与については、公務員は労働基本権が剥奪されている下で、人事院勧告制度に基づいて、国並み、また民間準拠ということが根拠になっていると思うんですけども、1万円上がったといっても、先ほど言いましたように、物価高騰へ実質賃金が追いついていない、30年間の実質賃金が74万円減っていると指摘しましたけども、実態として、この30年間、市の職員の減額された金額は把握されていますでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 給与課長。

**○給与課長** 30年間のものについては今手元に資料がないんですが、平成11年度に初めて職員の給与が年収ベースでマイナスになって、その後、大きな変動がないまま今現時点まで来ていますので、平成11年からの数字でいうと累計でマイナス50万円程度となっております。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 実態として、先ほど言いましたように、平成11年から50万円減っていると。だから、1万円上がったといっても、この30年間ずっと公務員の給与が減らされてきている。しかも物価高騰に追いついていないということで、1万円上がったから、30年ぶりなんですよというのは認識が違うんじゃないかと。

その上で、民間準拠といいますけども、民間の調査は、人事委員会がどのような調査をされ

て、今回1万円程度上がったということですが、その規模だとか、また、地域手当についても北九州地域の給与を調査されていると思うんですけど、私は十分納得できないんですが、どのような規模で調査をされたんでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 調査課長。

**○調査課長** 人事委員会です。例年、国が決めた基準というのがありまして、人事院で基準を決めています。その統一的な基準で、国それから各都市の人事委員会が同じやり方でいろいろ給与の調査をやっております。企業は大体、基本的には企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業を対象に、市内に417事業所あります。その中で、国が無作為に抽出いたしまして、それが今年146社です。こちらに私ども人事委員会の職員が直接伺うなどして調査をしております。その結果の数字が較差として今回2.70%ということを出させていただいております。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 公務員の給与決定の原則は民間準拠というけど、日本の最低賃金はこの30年間上がっていない。イギリスでは時給2,196円、ドイツでは2,010円、フランスでは1,887円、アメリカでもワシントンDCは2,393円と。やっぱりこの30年間賃金が上がっていないことが日本の経済を低迷させている原因になっていると思うんですよね。そうであるならば、国も賃金を上げるという方向に向かっているんですけども、国に対して民間の給料の引上げ、これも要望すべきだし、公務が民間をリードさせて、政治の責任で賃上げを勝ち取っていく、そういうふうなことについて転換すべきだということを要望します。

次に、再任用職員についても、会計年度任用職員や定年延長職員と同じように一時金が半分しか支給されていないと。これを元へ戻すべきではないかという指摘をしましたが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 給与課長。

**○給与課長** 再任用職員の給与制度に関しましては、平成14年に国に準じて措置をして、今現在、継続してやっているとごさいます。再任用職員制度の給与水準につきましては、国で民間事業者の高齢層職員の給与水準、こういったところを考慮しながら今現在設定がされているところをごさいます。私どもの制度に関しましても、基本的には国から具体的に、国に準じて実施するよというふうな指導もあっておりますので、私どもとしては、国に準じた形で措置することが適当だということで今考えております。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 国に準じてと言われますけども、本会議でも紹介しましたように、新潟や島根は正規職員と同じ率で賃金が支給されていると。だから、国が国がと言いつつながら、同じ地方自治体でもこういうふうに独自の判断によって、再任用職員についても会計年度任用職員や定年延長職員と同じように一時金が支給されているという状況もあるわけだから、市の判断

でこれを引き上げるように改善していただきたいと。

会計年度任用職員についても、本会議で言いましたように、本来、病気休暇というのは有給が原則ですよね。病気をしたときに病気休暇制度があつて、それは有給だということで、安心して仕事を休んでくださいと。日本郵政では、病休については有給だと。大学の例も出されて、無給という状況もあるんだと言われましたけども、そもそも会計年度任用職員は、それぞればらばらだったことについて統一をしたんですよね。だから、そういう意味で言えば、やはり病気をすれば会計年度任用職員もやっぱり安心して休めると。

私が本会議で言ったように、なぜ日本郵政では会計年度任用職員については有給になったのかということで、コロナやインフルエンザになると、その方が職場に出てくれば感染が広がるわけですよね。無給であればお金が出ないわけだから。だからやっぱり有給になったというのもありますから、このことについては改善していただきたいということを強く要望して、終わります。

それと、議案第140号の市民センター条例については、9月の会合で自治総連合会の会長には説明したと言われますけども、ほとんどの会長は知りませんでした。また、市民センターの館長についても、11月25日に市長の記者会見がありますのでそれを聞いてくださいと。事実と違うじゃないですか。事実と違うでしょ。そのことについて認めないんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 今までの区をベースとした意見の聴取というのはしっかりさせていただいております。定例会見後の通知、もちろんそれも出させてさせていただいております。具体的にいろいろと御意見をお伺いしながら制度設計を進めてまいりました。その都度、こういった形で進めていきたいと思っておりますけどいかがでしょうかというような形で、また、いただいた御意見については制度に反映させていくという、そういった過程を経ております。

26日になりますけれども、定例会見で、最終的な今回の条例案の内容というのを改めて皆様に周知をさせていただいたという流れでございますので、今まで全くしていなくて26日にやらせていただいたということではございません。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 実態は全然違うんですよね。まちづくり協議会の会長も市民センターの館長も、市長の定例会見があるからそれを聞いてくれと。逆じゃないかと思うんですよね。やはり4月に断念をしている、一度出した営利を目的とする利用について、その教訓が全く生かされていないじゃないですか。本来ならば、市民センターの館長、まちづくり協議会の会長や役員、こういった施設を利用しているクラブの方にしっかり聞いて、そしてそれを市長の定例会見で出すんだったら分かるけども、市長の会見を聞いてくれと。全くトップダウンじゃないですか。この前の草刈りのことと一緒にじゃないですか。

なぜこれまで、4月に実施をしていくのに12月議会を出して、先ほど戸町委員も言われまし

たけども、これは総務財政委員会には一度も諮っていませんよね。なぜそういうトップダウンで、議会にも諮らない、まちづくり協議会の役員にも諮らない、こういうことでうまくやっているとと思っているんですか。なぜそこまで急がなきゃいけないんですか。理由を教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** まず、議会への説明が直前になったことについては深くお詫びさせていただきたいと思います。

今回の条例改正案につきましては、地元の声とか、また、若い方とか子育て・現役世代の利用を促進することを趣旨として考えておりまして、昨年度、令和5年度から検討には着手させていただいているところでございます。本年4月から新たに、館長とかまちづくり協議会の方など関係者の御意見というのもお伺いしながら、また加えて、既に類似施設で規制を緩和している他都市の事例も参考にさせていただきながら、この利用目的の緩和についての案の検討を進めさせていただいたところでございます。

なぜそのように急ぐのかというお話がございましたけれども、今後、これで終わりということではございませんで、各館長だったり市民の方も含めて、こういった形でやらせていただきますというのをしっかり周知させていただきまして、4月からスタートということで、お時間をいただきたいと考えております。そういった形で、直前になって本当に申し訳ないと思っております。検討については御意見もいただきながら内容を詰めさせていただいたということでございますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 申し訳ないと言うんだったら、せめて期間を、来年4月1日実施を延期していただきたい。実際、市民センターの利用の7割を高齢者が占めていると、だから若い人たちに利用していただきたいというんだったら、どれだけの若者に、どういう説明会をしたのか、どういう声が上がってきたのか。

実態としては、私も市民センターの館長に聞きました。そしたら、多くの館長は、若い人は共働きしていると。昔は専業主婦が多かったけど、子育てルームもありますけども、今なかなか利用されないんですよと。そして、仕事が決まったらそちらを優先されていると言われたので、誰からどれだけの意見を聞いて、若者が利用することと営利を目的とする企業との関係がどうリンクするのが全く見えない。

それと、本会議で局長は、市民意見を聞いているのかと言ったら、市民意識調査で聞いていると。市民意識調査で、営利を目的とした利用をするって聞いたんですか。すり替えなんですよ。聞いているんですよというのは、具体的に営利を目的とした利用をするという聞き方をしていない。それなのに、何でこんな言い訳をするのか。なぜそこまで急がなきゃいけないのか。本当に申し訳ないというんだったら、来年4月からじゃなくて、延期すべきじゃないですか。

また、まちづくり協議会の役員だとか市民センターの館長だとか、市民全体の合意を得て、トップダウンじゃなくて、延期すべきじゃないんですか。どれだけ調査したんですか。答弁できますか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** まず、若い方とか子育て・現役世代の方に使ってほしいというのは、どのような意見をお伺いしたのかというところでございますけれども、まずは利用者が一番身近に接しているのが市民センターの館長になります。館長にいろいろお話をお伺いしますと、こういった利用で使いたいんですけどお断りするケースが多いんですというようなことについても、先ほど例示でお示ししたような利用形態であったりですね。

市民意識調査、これは確かに今回に特化した意識調査ではございませんけれども、市民意識調査の概要を具体的に御説明させていただきますと、約3,000人の方を対象にさせていただいております。その中で、有効回答率が約40%ということで、約1,200人の方から御回答いただきました。その中で、市民センターの質問というのがございまして、その一つに、市民センターを利用したことのない方というのが543人でございました。その方々が要望するサービスということで最初にあったのが、魅力的な講座やイベント、これが194人です。2番目に多かったのが、自由に学んだり活躍できる場所、これが71人で、2番目に多くございました。その次が、いろいろな情報が入手できるというのが66人で、3番目でございます。これらはそれぞれ、多目的な利用をされたいという意向でございます。そういった中で今回の制度設計を進めさせていただいているというところでございます。

いろいろ御意見があるのは承知してございます。営利という言葉はすごく重い言葉ではございますけれども、例えば、他都市で同じように利用の規制の緩和をされているところを調査させていただきますと、上限額というのは設けておりません。北九州市においては、上限額を5,000円に制度設計で入れさせていただいたり、あと、先ほどの過度な営利についてもしっかりと規制をかけていくというルール化をさせていただいたりということで、他都市に比べても非常にしっかりと守られた形の制度設計をやらせていただいているという御提案をさせていただいております。そういった内容でぜひ進めさせていただければと思っております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 市民意識調査の中では、営利を目的とする利用についてどうですかと、そしたら若い人たちが利用するんですかという聞き方をしたんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 繰り返しにはなりますけれども、市民センターを現状利用されていない方が要望するサービスという欄について、今回の目的に、今なかなか利用いただけていない方々にどうやって地域活動に参加していただく第一歩を踏み出していただくのかというのが

1つ目的にございますので、そういったところでこのアンケートを参考にさせていただいたというところをございます。以上をございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 市民センターの利用に当たって、若い人が利用することや営利を目的とすることについて、営利を目的にしたら若い人たちが参加するんですかという聞き方はしていないんですよね。だから、いわゆる営利を目的とする利用と若い人たちの利用というのはリンクをしていない、そこはしっかり認めてほしいと。そういう乱暴な聞き方をしているのは問題であると思います。

それと、先ほど、営利を目的とする団体については、市民センターじゃなくて区役所で登録をされると言われましたよね。しかし、実際の運用に当たっては、それは市民センターの職員が、営利を目的とする部屋で、本当にやっていないのかどうなのかと確認をする。また、実態としては、登録はされているけども、一件、一件訪問して押し買いをやったりとか訪問販売したりとか、そういうことが起こってくるわけでしょ。その場合、登録は区役所かもしれないんですけども、部屋を一件、一件見て回ったりとか、そして、実際の市民からその利用について苦情があれば、それは職員がしなきゃいけないんじゃないですか。その責任は誰が負うんですか。区役所の職員がやってくれるんですか。確認までやってくれるんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** まず、団体登録というのを区役所でやらせていただきたいと思っております。これまでの流れと違いますのは、現状では、市民センターに利用申請書を毎回出していただきまして、使用承認というのをやらせていただいています。

この団体登録をなぜ取り入れるのかというと、先ほどの類似の他都市の事例で勉強させていただいたところ、まず最初のチェックがすごく大切なんですということを教えていただきました。本市においても、それは制度をぜひ入れようということで決めさせていただいたところでもありますけれども、まず登録していただいている企業、個人についてもそうですけれども、登録内容のときに、どういった活動を市民センターでやられたいのかという活動内容についても申請をいただくと。先ほども御説明をいただきましたように、暴力団等のそういった活動をされている方ではないということの確認も併せてさせていただきますということで、まずファーストチェックをしっかりやらせていただきたいと思います。

実際に市民センターに来ていただいて利用されるときに、もちろん利用申請書というのを改めて出していただきます。予約されるときにですね。そのときは、活動内容、例えば4月25日に使いたいんですというときは、その団体が申請した使用の活動内容と同じ、その範囲内の活動であるかということをももちろん確認していただきますけれども、併せて、これも他都市の方の事例で教えていただいたことにはなりますけれども、誓約書というのを使用時に毎回、使用される方に書いていただくように今考えております。さらには、先ほどから、しっかりルールを

つくらせていただきますというお話をいただいている内容にまず違反しないこと、詐欺とかそういった虚偽の申請をしないことについて、それぞれ誓約をしてサインをいただいていることで、一重二重にしっかりチェックをさせていただきます。

それでも何か問題があってトラブルになるようなことがありましたら、もちろん市民センターの館長、区役所のコミュニティ支援課、そして我々地域振興課がしっかり連絡を取り合って対応させていただきます。決して館長にお任せとかということはしません。最終的な責任は北九州市としてしっかり対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 市民センターの館長に責任は負わせないといっても、実際、部屋できちんと登録に基づいた活動をしていくのかどうかというのは、新たに市民センターの職員なり館長がしなきゃいけないですね。実際に押し買いみたいな形で、一件、一件来られたところについて対応しなきゃいけない。

結局、ねずみ講だとかネットワークビジネスだとか押し買いだとか、市民センターだったらやっぱり安全だと、地域の方が利用すると、お墨つきを与えるわけですね。本会議で永井議員が説明したように、そういう新たなトラブルになるようなことについて職員がしなければいけないのであれば辞めるという声も出されているというわけですね。

私が小倉北の自治総連合会の懇親会で回ったときに、学童の指導員は時給が1,500円だと。市民センターの職員は1,000円ちょっとですね。最低賃金ですね。だから、新たに仕事が増えてくる、そして、いろんなトラブルが発生する。今までは地域の方だけに貸していたけど、駐車場の問題だとか部屋をめぐる問題とか、ポスターの問題も出されましたけど、そういう様々な懸念材料があるわけですね。

熊本で実際やっていると言われましたけども、じゃあなぜ北九州市で実証実験を半年なり1年なりどこか決めてやってみて、こういうトラブルがあったということだったら分かるんですけども、あくまでもそれは他都市の事例でしょ。これからきちんとやりますといっても、やっていないわけだから、なぜ北九州市で試行でやったりしようとしらないんですか。なぜ来年4月にこだわるのか、その理由がよく分かりません。新たないろんな問題が発生した場合に、誰が責任を持つんですか。なぜ急がなきゃいけないんですか、教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 繰り返すにはなるとは思いますけれども、まず、他都市の事例というのは熊本市だけではありませんでして、浜松市も参考にしており、なぜ2都市回ったかというところがございますけれども、熊本市は指定管理者制度という、本市と違う運営形態をやられています。なので、より営利のための使用というのが進んでいる都市になります。浜松市は、北九州市と同じ直営の管理形態の中で営利を認めておられる管理になります。それぞれお話をお聞きすると、やっぱり熊本市はかなり緩やかなルールづくりで、浜松市はしっかりした、先

ほど私が過度な営利というのをちゃんと列記して見える化させていただきますというのをしっかりやられております。

そういった中で、うまくいっているというか、しっかりやられているところというのを、両方のいいところを取り入れさせていただきますして、しかも営利というところで、両市とも月謝とかは全く上限を設けておりませんが、北九州市はまずはスモールにスタートしようということで、5,000円という上限を設けさせていただいたり、安全運転でまずはやらせていただきたいというところで今回御提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** その両市の事例を参考にして、北九州市ではいろんな歯止めをかけたんだと、5,000円だとかということを言われましたけど、やっぱり新たな負担が、いろんな問題が発生する可能性があるということについて、あまりにも期間が短過ぎるんじゃないかと。

地域活動が排除されるんじゃないかと懸念しましたけども、もともと北九州市は都市型公民館運動の発祥で、健康だとか文化だとかスポーツだとか地域活動だとかを軸にして、都市型公民館運動の発祥の地、これは全国に誇る内容なんですよね。三六公民館で婦人たちが公害克服をしてきたと。だから、地域活動を進めてきた、社会教育法にのっとりやってきたけど、北九州市は社会教育法から外れて、市民センター条例を独自につくりましたよね。しかし、実際の精神は社会教育法なんですよね。なぜこれまで非営利の活動に順守していたかを見ると、やっぱり地域活動、地域づくり、人づくりがおろそかになると、排除されるんだということで、北九州市は営利を目的とした利用は認めてこなかったんですよ。

だから、実際にこの営利を目的とする利用が進められれば、目的は変わらないと言われていきますけども、実態としてそういう地域活動が排除される、そういう懸念があります。中身は変わらないと言いましたけど、実態は変わっていくわけですよ。実際に営利を目的とする利用を進めていけば、そこの活動に利用させていくと。

実際には、1か月前でも決まらない地域活動もあるわけですよ。しかし、この前、小倉中央市民センターの館長に話を聞いたら、砂津のチャチャタウンがあるから便利がよくて、ほとんど埋まっていますと言うんですよ。そうなってくると、今でも満杯状態になっている館もあるわけですよ。地域活動が排除される、今まで学習や文化やスポーツや健康だとかをやっていた部分が排除されると。それはないんですよというけど、2か月前、1か月前というだけで歯止めになるんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 地域・人づくり部長。

**○地域・人づくり部長** 委員御質問のように、市民センターというのは、これまで地域活動の拠点施設として、地域コミュニティ活動、そして保健福祉、生涯学習活動を基本として、地域コミュニティを大事にやってきた施設でございます。委員も御案内のように、もともと社

会教育施設として公民館は発祥しておりますけれども、市民センター条例をつくりましたときに社会教育法から外れまして、市民センター条例に基づく地域コミュニティーを主とした施設として、以降活用させていただくような形になっております。

地域活動が阻害されるのではないかと言われますけれども、もともとこの利用目的の規制緩和をしようという発端となりましたのは、地元から、有料での講座をやりたいとか、市民センターでフリーマーケットをやりたいとかそういった、今の利用形態を少し緩やかにしていただくことでもっと市民センターが地域で活用できるような施設になるのではないかとというような御意見をいただいて、今回、地域活動を担保する意味で、2か月先に予約を取れるですとか、他都市では上限のない金額を5,000円以下のものに限るとか、そういったところで地域活動というのを担保しようと思っております。

先ほど御質問もありましたように、市民センターというのは今、高齢者が主に利用している施設になっております。新たに若い方々に市民センターで活動していただけるようにする必要があるので、そういった視点からも、今回こういった利用目的の規制緩和というのを考えているところです。

北九州市はいわゆる高齢先進自治体として、多様な主体による全世代参加型の地域コミュニティーの構築というのをこれから考えていかななくてはいけないと考えておりますので、今回こういった提案をさせていただいて、地域コミュニティーは大事に担保するんですけれども、それ以外のところで少し利用を広げて、もっと使えるような施設にしたいという意味合いで提案させていただいております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** 社会教育法に基づいて地域活動は担保すると言われましたよね。どういう担保がされるんですか。

今まで地域活動を中心として、営利を目的とする利用を認めてこなかったのは、地域活動が排除されるということで、ずっと続いてきているわけですよ。だから、これまで非営利の活動を中心として、社会教育法から外れているかもしれないけども、その理念とすることは社会教育法の中身なんですよね。

そういう大転換をしようというときに、課長は一部の方から言われたと、キッチンカーだとか営利を目的とした利用をすと言われましたけど、じゃあ一部の人の意見を聞いて大転換を図るんですか。みんなの意見、どれだけの人たちが賛成して、どれだけの議論をして、これはやっぱり大転換するんだったら日にちもかけて、まちづくり協議会の役員についても認識を深めてもらったり、館長についても深めてもらって、その結果として市長が会見するんだったら分かるけど、全く逆じゃないですか。こんなトップダウンのことをずっと続けるつもりですか。だから、方針を変えるんだったらそれなりに時間をかけて、みんなの意見も聞いて、みんなが納得しているからこういうことをやりたいんだというふうにするべきじゃないですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 地域・人づくり部長。

**○地域・人づくり部長** まず、担保するということなんですからけれども、市民センターは今、1か月前に予約が可能な施設となっておりますけれども、地域活動については2か月前に予約をして、空いたところをそういった営利目的の使用に使っていただくという形で、地域活動は担保させていただきたいと思っております。

それと、意見につきましては、委員御質問のように、もともとこの制度は今年の4月に一回、営利使用を運用で認めるという形で始めさせていただいたところ、営利の基準が分かりにくいですとかマニュアル等が整備されていないということで、4月すぐ一旦受付を止めさせていただきました。その後、我々できちんと営利が判断できるように制度を構築させていただきました。その後、先ほど局長からも答弁しましたように、少し時間がかかり過ぎてしまったゆえに、急なというような形にはなってしまいましたけれども、これで周知が終わりというわけではなくて、4月の実施に向けてこれから引き続き関係者の方々にも周知、説明をさせていただきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 大石委員。

**○委員（大石正信君）** これ以上議論しても平行線なんで、やっぱり変更していくんだったらきちんと議論して、納得いくような形でやっていくべきだと。議会にも諮らず、館長やまちづくり協議会の役員にも徹底していると言われましたけども、十分に徹底していない。役所の内部では議論されているかもしれないんですけども、ほとんど公にも議論されていない。だからやっぱりこういうやり方ですよ。やりたいんだという一部の意見があったということでやっていくようなやり方をしている限りは、トップダウンによって市民が置いてきぼりになっていく、社会教育法にのっとった地域活動が排除されていく、そういうふうになっていけば市民はなかなか協力していかない、そういうふうになっていくんだということを指摘して、終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 篠原委員。

**○委員（篠原研治君）** 篠原です。よろしく願いいたします。

引き続き、市民センターの営利目的利用について質問させていただきます。

私は、市民の利用の妨げにならない範囲であれば、営利目的使用については悪いことではないんじゃないかと思っております。営利というのは、売る側だけが利益を得るわけではなくて、利用する側も利益、付加価値があってやっているものだと思いますので、必ずしも営利イコール悪とはならないかなと。

営利と地域活動というのは共存できる部分もあると思います。営利があるからこそ、ずっと持続可能な住民の活動、地域活動が存続できるという部分もあると思います。そういう一部のいい部分もすごくあるのではないかと思うので、しっかりルールをつくっていけば私はいいと思うんですが、ただ、営利目的となると、いろんな悪いことを考えていく人たちが出てくるというのは想像できます。詐欺をする人たちというのは明確に悪いなって思うんですけど、詐欺ま

がいとか、ぎりぎりのところの企業というのが出てくると思うんです。先ほども話にありましたが、ネットワークビジネスというのが一番私は気になっていて、ネットワークビジネスというのは犯罪ではないと思うんですけども、世間のイメージとして、MLMですかね、というこのネットワークビジネスは、人が集まると怖いだったり、気持ち悪いとか、そこに近寄りたくないと思っているイメージがやっぱりあると思いますし、そういうネットワークビジネスが市民センターを多く利用できてしまうというふうになってくると、地域のイメージとして、市民センターに行くのが怖いよね、気持ち悪いよね、何か誘われる可能性があるよねというイメージを持たれると、それはそれで市民センター離れというのが出てくる可能性もあるなと思って、そこがすごく怖いなと思うんですね。

その中で、区役所で団体登録をしてもらって、そして、何をやるのか活動内容も登録してもらおうと言っていたんですが、まずそもそもこのネットワークビジネスというのをどういうふうに見ているのか、市民センターではふさわしくないと思うのか、いや、ネットワークビジネスっていうのは印象としては悪いけども、営利目的として5,000円以内であれば利用していいよというふうな感じになっていくのか、そもそも登録ができるのかできないのか、その辺を教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 過度な営利を抑制するという項目の中に様々な内容を含めることにしております。今、ネットワークビジネスというのも様々な解釈があると思います。1つは、携帯電話とか、あと保険など、説明を受けて継続的に支払いを伴うようなもの、そういったものにつきましては、先ほど御説明した上限額5,000円というのがございますけれども、その規定に、1回目の契約行為で5,000円を超えるような契約になりますので、そういった利用はまずできません。

あともう一つ、いろいろ表現はございますけれども、無料サービスで人を集めて高額な商品とかサービスを売る行為、それももちろん使用できません。また、疑似医学的な説明で消費者の不安をあおったり、商品を売る行為とか、商品の購買を増やすと利益が入るような仕組み、いわゆるねずみ講、またそれに類する行為、そういったものも禁止ということで、イメージとしては、グレーと言われるものについては基本的に使用いただかない判断というのをまずはさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 地域・人づくり部長。

**○地域・人づくり部長** ネットワークビジネスの補足でございます。

ネットワークビジネスにつきましては、特定商取引に関する法律によって、禁止行為というのが定められております。勧誘の際または契約の締結後、その解除を妨げるために、商品の品質、性能など、特定利益、特定負担、契約解除の条件、そのほかの重要事項について事実を告げないこと、あるいは、勧誘の際または契約の締結後、その解除を妨げるために相手方を威圧

して困惑させることということが規定されております、当然、市民センターにおきましては、こういった禁止行為がないようにという形で、誓約書ですとか確認行為というのをやっていきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 篠原委員。

**○委員（篠原研治君）** ありがとうございます。

ネットワークビジネスは基本的には許さないというような方針なんだろうと思うんですが、ただ、ネットワークビジネスというのは最初から全てを教えてくれてどうこうという感じではなくて、あれはすごく巧みにやってくるわけですよ。最初は偶然を装って誘ってきて、パーティーがあるからおいでって言って、パーティーへ行って、そこでまた偶然を装って、運命だねみたいなのを装って、今度はカフェに行って、カフェに行ったと思ったら、今度偶然すごい人が来るからおいでって言って、すごい人のところへ行って、あなたも火星へ行きませんかみたいな感じで、一回で勝負をするのではなくて、どんどんどんどん段階を追ってやっていると、その入り口になるのが怖いなと思っているんですね。

例えばですけど、化粧品を扱っているネットワークビジネスとかでいうと、最初は化粧品を売っているネットワークビジネスの業者ですよって来るのではなくて、まずはカラー診断とか、あなたのお肌の状況を診断しますよみたいなところからコミュニケーションを取って行って、そこからどんどん化粧品の話をして行ってという形になるとかっていうのは想像できるんですけども、その入り口になっていくのも怖いなと思っていて。最初、入場料を取って化粧診断とかそういうのをするのか無料でやるのかは分からないですけども、そういうので集めたときに、その場で名簿を取るってということも考えられると思うんです。例えば、名簿を取るというのが明らかに駄目だなと思ったら、今度、私のSNSをフォローしてくださいと、そしたら後日そこからアプローチしようかなっていうのも考えられると思うんです。あと、LINEを教えてくださいとかで、その場の講師がLINEを交換する行為、SNSをフォローしてくださいという行為、名簿を取る行為、この辺はどのように考えていますでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 先ほどの禁止事項の中に、市民の個人情報を収集するための活動というのを明文化させていただいております。今委員からお話があった内容につきましては、その禁止事項に当たるものと考えてございます。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 篠原委員。

**○委員（篠原研治君）** それはSNSをフォローしてくださいというのも禁止事項に入りますか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** どのケースがというか、一般論でお話しさせていただければと思いますけれども、最初に例えばAという企業が市民センターを使いますという利用目的の中に、SNSを通じたコミュニケーションだったりというのがあって、使用者の方が望む場合にやる、

やらないとかいろいろあると思いますけれども、先ほどのお話ですと、当初そういうふうにならなくて、徐々に誘導していきまస్తుということが基本の流れであると理解しています。そういった場合は、活動目的にそれが入ってきませんので、もちろんそういった結果、個人情報を取るように誘導するような行為というのは使用できないというような判断になろうかと思いません。

**○委員長（佐藤栄作君）** 篠原委員。

**○委員（篠原研治君）** SNSをフォローするかどうかというのをチェックするのってすごく難しいと思うんですね。

そして、あと考えられるのが、先ほどもありましたけど、市民センターで例えばコンサートをやります、演奏をやります、僕は昔お笑い芸人をしていましたんで、お笑いライブをやりますってなったときに、お客さんにSNSをフォローしてください、篠原研治です、皆さんよかったですというふうに言いますが、それはオーケーなんですか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 今おっしゃられたような一般的な、先ほどお笑いライブとおっしゃいましたけれども、そういったのでファンになられてその芸人をフォローするというのは、個人が主体で判断できる行為になると思います。先ほどのネットワークビジネスのような、何か高揚感をあおってそれに誘導するような行為、もっと手前でいきますと、団体登録するとき登録団体のホームページだったり電話番号というのを必ずチェックするような段取りをしていますので、そこでしっかり捕捉して、そういった活動の団体が入らないようにしっかり対応させていただきたいと思っています。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 篠原委員。

**○委員（篠原研治君）** 今そういうふうに対策を取るとは言いながらも、そこをかわそうと思ったらどうにでもかわせるような気がするんですね。例えば、お肌の診断ですって言って、その場ではビジネスのことは一切言わずに、その人がカリスマみたいな雰囲気をつくってそこで皆さんを魅了して、皆さんがこの人のファンだといってファンになった後でSNSで営業をかけると。だから、市民センターを利用する、その場では何もビジネスの話はしませんよって言うておいて、後に営業をかけていくということは容易にできるんだろうなと思うんですね。そうなってくると、それは市民センターの責任かどうかというのは別にして、そこに入っていき入り口になってしまいそうな気もして。僕は軸としては営利目的の使用というのはいいと思いますが、ただその、犯罪じゃないですけど、皆さんが後に嫌な思いをしていく入り口にはなっていないなというところの規制というのはすごく難しいなと思うので、その辺をデリケートに考えていただきたいなと思います。

あと、商品販売をするに当たって5,000円を上限と書いてあるんですが、この5,000円の根拠ってというのはどういうところにありますか。

○委員長（佐藤栄作君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 上限額をどのように定めたのかというところでございます。まず、新たな利用を想定しておりますNPOとか民間企業へのヒアリング、そして、関係者である市民センター館長やまちづくり協議会の方などへ御意見をお伺いしまして、具体的な利用時の月謝とか販売金額を想定して、過度な営利の利用とならない金額、まずは上限額5,000円ということでスタートさせていただきたいということで決めさせていただいております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 篠原委員。

○委員（篠原研治君） 過度な営利というのがすごく難しいなと思うんですけども、商品によって原価率って全然変わってくると思うんですよ。5,000円で販売するのも、原価率が10%ぐらいのものを5,000円で販売するのか、原価率90%のものを5,000円で販売するのかで、過度な営利なのかどうなのかっていう解釈が。5,000円以内であったとしても、原価率が500円とかのものを5,000円で売るっていうことが過度なのかどうなのか。原価が4,000円のものを5,000円で売ることが、これは例えば原価が4,000円のものを6,000円で売ることが過度な営利目的なのかというのもすごく難しいところなんで、5,000円っていう線引きというのは、私はそこは上限がなくてもいいのかなとは思いますが、過度というのはどのような考え方でいるのかというのを聞きしたいです。

○委員長（佐藤栄作君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 委員がおっしゃられるように、この上限額を定めるか定めないかも含めてかなり議論させていただきました。当時、6案ぐらい含めて、その案に含めてまた御意見をお伺いしたりしてというところでございます。

5,000円がいいのか1万円がいいのか、上限額がなくていいのかというのは、なかなかその明確な答えというのは難しいとは思いますが、特に5,000円、この基準で考えさせていただいた我々の一つの判断材料としましては、NPOの方が有料の講座をされるときの金額が大体3,000円だったり2,000円だったり4,000円だったりということで、おおむね5,000円以内で地域の方と連携した活動ができますという御回答をいただいております。まずはそういったところで、我々もこの検討のスタートの一つのお声として大きくありましたので、そこがしっかり活動できるような金額ということで決めさせていただいております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 質問の途中で申し訳ないんですけども、まだ残り質問される方もおられますので、ここで一旦休憩したいと思います。なので、篠原委員、申し訳ないんですけども休憩後にまた引き続き。

○委員（篠原研治君） 分かりました。

○委員長（佐藤栄作君） よろしくお願いたします。

それでは、ここでしばらく休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩・再開)

**○委員長（佐藤栄作君）**再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。篠原委員。

**○委員（篠原研治君）**引き続きよろしくお願ひいたします。もう質問ではなくて、要望だけさせていただきます。

休憩前は、市民センター利用の商品販売などの上限5,000円ということに対して根拠を聞きましたが、その5,000円というのは、何をするのか、何を販売するのかによって、5,000円が過度なのかどうかという価値が変わってくるので、ここを一律5,000円で決めるというのは、私はその線引きがベストではないなと感じています。上限を上げたりとか上限をなくしたりっていうのもいいのではないかと思うんですが、今日一言あったように、最初はスモールスタートで取りあえずやっていきながら、それからいろいろルールが変わっていくということもあると思いますんで、まずは5,000円から始めて、そこから要望があれば上限を引き上げたり、逆に言うと下げたりもあるかもしれませんし、取っ払ったりというのを検討しながら進めていきたいと思います。

この営利目的というのは、地域活動を必ずしも壊していくというものではなくて、営利目的だけでも地域活動に寄与することというのは十分に私はあると思います。ただ、そうじゃないものに関してしっかりと排除していく。犯罪につながるとか、犯罪じゃないにしてもグレーなもの、あと、嫌な思いをするものに関して、しっかりとそこは取締りというかルールで決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。要望とさせていただきます。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）**ほかにありませんか。井上委員。

**○委員（井上純子君）**私からはまず、補正予算関係について質問させていただきます。

今回、補正予算におきまして、人件費高騰に伴い、約33億円の追加補正予算となっておりまして、そして、財源調整としまして、前年度決算の余剰金8.5億円、財源調整用基金36億円と、人件費相当額の貯金の取崩しになったことは残念に思っております。

そこで、伺います。

今回、補正予算におきまして、財源捻出のための予算の再配置、減額補正はどのような状況か、教えてください。

また、現在の財源調整用基金の取崩しによって、残額、また決算見込みはどのようになっているのか、教えてください。

次に、議案第139号、市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について伺います。

これは令和6年度予算特別委員会におきまして、私から、市職員の災害派遣が増える中で、北九州市では職員の特殊勤務手当がないことを問題視して要望させてもらっていた案件ですので、これについては感謝したいと思います。

そこで、伺います。

市職員の令和6年石川県への震災派遣があったかと思うんですけども、この派遣人数は延べでどの程度あったのか、また、この改正はいつから適用して遡及して加算するのか、教えてください。

最後に、議案第140号の市民センター条例の一部改正について伺います。

今回、この議案が出るまでの手続、プロセスについていろいろと議論があっているわけなんですけれども、そもそもこの改正の必要性がどの程度あったかということをしっかり確認したいと思います。部屋ごとの利用状況は全体で22.8%と低いわけですから、それをもっと利用できる、時間調整すれば利用できる可能性があるということは理解するんですが、今回、答弁の中に、利用する年代の傾向として高齢者が多いということもありました。これが実際に利用状況のデータなどの数値があれば教えてください。

以上、第1質問を終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** まず、減額補正の考え方と財源調整用基金の今の見込みについて御説明いたします。

今回の補正予算になりますけれども、人件費と福祉医療関係経費の関連で多くの財源が必要になりましたので、その財源捻出の一つの方法として、現時点で国の事業計画の変更や入札残に伴い事業費の減額ができるものについて減額補正を計上させていただいております。これにつきましては、まだ年度途中ということもあり、今後の執行の見込みが分からない事業がちょっとありましたので、今確実に見込めるもので金額の多いものに絞って減額補正をさせていただいております。

今後につきましては、年度当初にも予算執行方針というものを設けておまして、計画的かつ効率的、効果的な執行を各局に求めておりますので、年度末に向けて改めて周知徹底を図っていきたいと考えております。

あと、今回の人件費補正の財源の件なんですけれども、これはやはり全国的な課題になっておまして、各地方公共団体の共通の課題になっています。それに対しましては、総務省で今、経済対策に基づいて、地方交付税を一定程度上積みするというような話もございますので、今後引き続き、どれだけ本市に来るかについて情報収集に努めていきたいと考えております。

それから、財源調整用基金の残高ですけれども、令和5年度決算で376億円ありましたけれども、今回、令和6年度当初予算、それからこれまでの12月補正予算まで含めまして、167億円を予算上取り崩すこととしておりますので、今活用できる残高としては228億円ということになっております。この228億円を活用しまして令和7年度当初予算をこれから計上していくことになりますので、今後の見込みについてはこの228億円からさらに減っていくものと考えております。ただし、これはあくまで予算上の計上になりますので、今、令和5年度228億円と申し上げましたけれども、決算の不用等が出てくることになりますので、228億円よりはもうちょっと大

きい金額に決算ではなるかと思っております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 給与課長。

**○給与課長** 災害に関する特殊勤務手当の支給人員と適用時期をお答えします。

まず、施行日ですが、予定といたしましては令和6年1月1日から、能登半島の震災の派遣から適用したいと考えています。適用人数なんですが、今集計中です。危機管理室だけではなくて、各局での派遣人数もいまして、今現在集計中なので、具体的な数字を持ち合わせていません。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 今回の条例改正の必要性と、あと、利用状況の具体的な数値ということでお答えさせていただきます。

まず、必要性でございますけれども、やはり利用者、地元からのお声、例えばNPO団体が有料講座を開きたいだったり、地元のまちづくり協議会がいろいろなイベントを有料で行う、そういう自由度をもう少し広げてほしいというような具体的なお声、そして、現状では市民センターに利用目的がないと感じておられる若い方や子育て・現役世代の方を呼び込む方策の一つとして、今回の利用目的の規制緩和で、営利のための使用を認めて多目的利用化を図りたいというものでございます。

現在の市民センターの年齢別の利用割合というところでございます。令和5年度になりますけれども、29歳以下の若い方の利用というのが0.9%、30歳から59歳のいわゆる現役世代のメインの階層になると思いますけれども、その利用状況が27.7%、60歳以上に利用していただいている割合というのが71.4%となっております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** 御答弁ありがとうございます。財政について追加で質問させていただきます。

今回、人件費の高騰は北九州だけではなく全国的なものですから、今後、物価高騰の対策、国の人件費の地方交付税措置は期待したいところではあるんですが、ただ、今説明いただきました財源調整用基金、この貯金の取崩しというのは深刻なものだと思っております。以前、市の財政の運営としまして250億円は必要であるという答弁をいただいたことがあります。そして、その中で、今は228億円まで減ったが、決算時の不用額の積み増しも期待されているということなんですが、ここは武内市政になって課題があると思っております。

なぜなら、令和6年度当初予算におきまして151億円の事業見直しがあって、その過半を占めるものが、決算ベースでの予算見直しだったんですね。不用額カットでありました。実際にこれを算出したときに、一般財源で22億円ぐらいいは決算ベースでただカットしているものだったということを考えれば、本来この見直しがなければ決算時に不用額として余るはずのものを先にカットしたということなんですよね。

ですから、今答弁いただいたように本当に例年どおりに不用額が積み増されるのかというのは心配が残るんですけども、これについてはどのように考えていますでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** 委員御指摘のとおり、確かに、今回の見直しに関しまして、予算のときにある程度もう不用を見込んでいたという現状はありますので、その点については危惧しております。

今後につきましては、各局にこれから執行状況をしっかり照会をかけていきますので、その中でもしっかり把握して、できる対策を取っていきたいと考えております。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。今、物価高騰や人件費が高騰する中で、各局、各施設、年度当初のカットから考えると、恐らく不用額をこれ以上集めていくというのはとても厳しいものだと思いますけれども、やはり有効活用という点は踏まえて、しっかりと予算の把握を考えていただきたいということを要望したいと思います。

続きまして、市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、御答弁ありがとうございます。施行日が令和6年1月1日から、能登半島の震災から適用ということで、これについては多くの市職員が派遣されたと思いますので、この変更というのはありがたいと思っています。人数は集計中ということなので、また今後確認したいと思います。ありがとうございます。

最後に、市民センター条例の一部改正につきまして、施設の利用状況が全体で22.8%であったというデータと、それと、利用の年代は今の説明でいうと、29歳以下の若い方が0.9%、現役世代なら27.7%、65歳以上が71.4%ということで、今回議論で市民の声を聞いたのか、市民というのは、地域の声というのは誰を指すのかということ、多くが高齢者になってくるんだろうと、今のデータから見て思うわけなんですけれども、1つ追加で質問させてください。

自分自身が子供のときは、子供会のイベントやそろばん教室など、地域で公民館を利用して通うことがあったんですけども、今、類似施設で公民館も地域によってあると思います。これは法的にどのような位置づけの施設になるのか、市民センターとの利用の区別はどのように考えるか、教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 類似公民館の御質問だと思います。所有は、民間の方が管理されている施設でありますので、いわゆるそろばん、学習教室を有料とするような活動というのも今実際に行われていると思います。市民センターは、やはり公共施設です。基本、小学校区単位で1つ整備させていただいておまして、設置目的も、地域の活動の拠点として整備をさせていただいているという位置づけでございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。市民センターが公共施設であり、公民館は恐らく地域の団体の所有、民間所有で民間管理になるというふうに理解しています。

そこで、追加で質問させていただきます。

利用状況で見ても、まだまだ時間調整によっては、公共施設、本当に市民のための利用と考えれば、多世代の市民がいるわけですから、市民センターを多世代で利用させていくということは公共の目的としてかなっていると思っているんです。そこで、令和5年9月に市の方針としまして、こどもまんなかアクションの取組において、わいわい市民センターを掲げています。その中で、現在、子供や子育て世代への市民センターの開放も進めていると思うんですけれども、実際これを進めてみて、利用状況については今どういった状況か、教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** わいわい市民センターの御質問をいただきました。これは子ども家庭局で音頭を取ってやっていただいて、市民センターが実施場所というところがございますけれども、現在30館で実際わいわい市民センターとして活動していただいています。

利用状況でございますけれども、すごく盛況だとお聞きしています。ただ、今年度から始まった事業でございますので、年度の実績等はまだ現在、すみません、持ち合わせてございません。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。30館で一部で実証的に実施されながら、盛況だということは、これは市民センターを今後子供が利用していくという期待ができるころではあるんですけれども、過去に公民館に私も通っていたことがあるように、子供が行くための魅力的な講座やイベントなどの機会をつくることが重要であると思っています。

ここで、営利活動の解禁について、私としての懸案事項を申し上げたいと思います。

条件だけで見ると、子供向けの利用が増えるのかと心配しております。なぜなら、実際にこの情報、営利活動へ解禁されるという情報を聞いて、一部の方から、高齢者向けの体操教室の有料講座を展開したいという声をいただきました。なぜなら、営利活動を行う上で、市民センターの現状、ユーザーの傾向、マーケット等を見ればほぼ高齢者である、7割以上が高齢者であるわけですから、高齢者向けの事業を展開するというのは自然な流れだと思っています。やはり本来の課題意識としては、公共という地域拠点と考えれば、多世代で利用される、今足りない子ども、子育て世代の利用を促進すると考えれば、ただ営利活動を解禁するだけで子供や子育て世代の利用が増えるのかというところは課題があると思います。

実際に、今日説明があったように、申込み、予約のタイミングも、じゃあ地域の方はいつたら、地域は7割以上が高齢者なわけですね。その高齢者の方たちは2か月前から申し込めて、それ以外の方、子供を含めた緩和したい、拡大したいユーザーは1か月前からとなれば、やはりそこで優遇される、優遇しない、こういった課題も出てくるわけですから、やはり本来の多世代で利用されるということを考えれば、子供利用、子育て世代の地域拠点になるような利用であれば、むしろ年間で申込みができてもいいと思うんですよ。例えば、そろばん教室や

塾とか習い事を、もし市民センターで低価格で通えたら、子育て世代としてはとてもありがたいと思うんですね。となったときに、1か月前からしか申込みができなかったらなかなか事業を展開する講師の方が、来月はいついつありますよと、毎回先まで、例えば2か月先、3か月先までの習い事の講座のお知らせさえできないということになるわけなんですよ。となると、本来狙いとして多世代で利用させていこうと思っていた目的が果たせることなく、高齢者が被害となるリスクもあると。

ですから、今回の営利活動の規制緩和は賛成ではあるんですけども、本来の目的にかなっているのかというところは疑問を持っています。今回の条文では営利活動の規制緩和だと思いますけど、それ以外に実際に利用条件とする規則においては、例えば子供だったり子育て世代をターゲットとすれば、地域拠点、地域活動という意味も含めて、そういった条件を入れれば、例えば1年前から契約できるとか1年間継続的に申込みができるとか、その辺のまだ変更という議論はできるんでしょうか、教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 委員が今御指摘いただきましたのは、まさにターゲットとする年齢の若い方だったり、どうやって本当に利用いただけるのかという視点での御提案だと思います。今まさに制度を大きく変えさせていただいて、営利のための使用というのをまず開かせていただきたいと思っています。円滑にスタートさせるというのをまず主眼に置かせていただけたらと思っています。状況を見ながら、また、どういった階層が増えたのかとかそういった状況を見て、改めてどういった施策を次に打っていく必要があるのかというのはしっかり考えさせていただきたいと思っています。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** 今回、条例案の改正が議案ではありますけれども、規則に関してはいつから確定として市民に実際にお知らせして利用を開始させるのか、今どのようなスケジュールか、教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 条例改正案を今回御審議いただいております。その内容に合わせて、要綱とか規則とかマニュアルというのをも併せて見直しをさせていただきます。実際に具体的にマニュアルを固めて、関係者の方々とか、あと市民の方々にお示しするのは、1月末から2月の中旬になるのではないかと考えております。しっかりまずはその前までに、市民センターの館長であるとか、まちづくり協議会の職員であるとか、あともちろん地域の自治会の方であるとか、まちづくり協議会の会長であるとかには事前に御説明させていただいて、順次オープンにさせていただきたい、丁寧に行わせていただきたいと思っています。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** 地域、地域とって、まちづくり協議会の会長だったり自治会の声を聞く、これしか今ないんですけれど、そもそも今、地域の町内会加入率も6割で、利用者も見たら若い世代がほとんどいない。ですから、今聞くセクションの方が地域の声を代表しているという認識はもう難しいと思っているんですよね。ですから、市としてどうあるべきかということをしつかり示さなければいけないと思います。ただ聞くだけではない。

地域の方だったり市民センターの方と話した私の経験値でいうと、子供利用が増えてほしいという声はまちづくり協議会の方にも多く、これは多くの方の認識ではないかと思います。むしろ子供のためにという軸であれば、しつかり議論はスムーズにいくと思いますので、この用途を限定する形での規制緩和を私は求めたいと思います。条例改正には賛成なんですけれども、しつかりこの規則を固めるまでに、今日多くの委員の方も問題視するリスクが多々ありましたので、そういったところもぜひ反映していただきたいということを要望して、質問を終わります。

**○委員長（佐藤栄作君）** ほかにありませんか。村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** よろしくお願ひいたします。幾つか質問いたします。

まず、議案第134号の衆議院選挙の専決処分と、議案第211号の市議会選挙、県知事選挙についての補正予算について、選挙投票率向上について、お伺いをいたします。

選挙管理委員会は、常に公正公平な選挙が行われるということを監視してしつかりと取り組んでいると認識しています。選挙を実施する際に、立候補者が適正にきちんと行っているかの確認、そして指導をすること、選挙が滞りなく公平に実施されるかを監督するのが選挙管理委員会だと思っております。

先日、事前説明会が行われました。市議選の事前説明会です。事前説明会が行われればもう選挙開始もほぼ同然というふうに私は認識しておりますが、この中で、いろいろな団体が何をすることを監視する側の委員会が、事前説明会の会場に特定の市民団体を入れてアンケート配布を許可していたという事実が発覚して、これが大変衝撃でありました。市議選の事前説明会の受付の隣で配布されていた。さらに、これが公正公平だと言いながら、配布されている立候補予定者の方と全く届いていない立候補予定者の方がいたということでもあります。

この団体は、宣誓書を持って、選挙管理委員会に選挙の団体公認までしようとしていたということでもあります。もしこれがオーケーであったら、アンケートを取りたいほかの団体もいたと思うし、後援申請をしたいという団体も出てきて当然だと思っております。

今、選挙管理委員会は、市のホームページに、この団体とは一切関係ありませんというふうな一言をもって表明をしておりますけれども、これは非常に不可解ないきさつであります。このことは、どのようにしてこんなことになったのか、まず御説明ください。

次に、議案第137号、市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

単身赴任者は現在何人ぐらいいらっしゃるのか、教えてください。

次に、議案第140号、市民センター条例の一部改正についてです。

この件に関しては、まずもっていつものようにマスコミに発表して既成事実化し、議会へは事後報告であるという、議会無視ということがすっかり定着してしまっておりまして、非常に残念であります。この件をこの委員会でも本会議でも何回言ったことなのかと思います。市は市民や議会としっかり対話するとか合意形成をするとかということがないような行政になってしまったのではないかと、非常に残念に思っております。多分そんなつもりはないと信じておりますので、今後またきちんと改めていただきたいと思っております。

まず、条例の内容に入ります。

稼げる貸し館業務ということで、136センター、様々な業種を想定し、商品金額は5,000円として販売も許可するということでもあります。

まず、質問をします。

この貸室の利用料金について、通常の市民が借りるよりも5倍の料金で設定しておりますが、どのような根拠で5倍としたのでしょうか。例えば、小倉駅の貸し会議室とかレンタルスペースとか貸しホールとかですと、市民センターよりもかなり高いんですね。なので、よく北九州市は民業圧迫をしないようにと、民間に合わせてということで、例えば勝山公園のところにある駐車場も30分150円で民間に合わせましたとって設定しているんですけども、今回のこの市民センターの料金については特に民間に合わせたというような形になっていないのではないかと思っております。その5倍の根拠をお聞かせください。

それと、やはり宗教だとか保険勧誘だとかネットビジネスだとかそういうところが入ってくるのは、これも非常に心配しているところでもあります。お聞きしたいのは、貸し館をして、令和7年度、収益をどれくらい全体で見込んでいるのかというような大まかな金額がありましたら教えてください。

最後に、門司港地域複合公共施設の減額の補正予算についてお尋ねいたします。

これは118億円減額し、5億円だけ残して、複合公共施設建設のために、くだけ先に打つということでもあります。減額された理由というのが、建設への応札がなくて入札が不調に終わったことです。しかし、くい工事は先行させて遺跡破壊を既成事実化するような、順番の逆転だと思っております。

現在、こちらは埋蔵文化財の保護に関して住民監査請求が出ております。その住民監査請求の結果もまだ出ていない中でくい打ちを始めるというのは、またこれも順番が違うのではないかとこのように市民感覚としては思うわけです。

これまでに、住民監査請求の結果が出ないうちに、このようなことをしたケースがあったのかどうか、まず教えてください。破壊は不可逆でありますから、住民監査請求の結果を待ってからでも遅くはないのではないかと思っております。

それと、区役所、市民会館がこの委員会の所管になります。区役所の広さについて伺います。

来年はDXで来庁者を50%減らすということであり、2040年には門司区の人口も6万人に減るといわれています。その中で、巨大な区役所、市民会館を10年前の計画どおりに建てるという、設計変更もまだ何もされていないということなんですけれども、DXの部署からそういった区役所の部署に対して、そんなに広い区役所が必要なのかどうかとか、そういった話し合いは行われたんでしょうか。あまりにも今回、事業推進課がイニシアチブを取っていて、ほかの部署の意見があまり反映されていないのではないかと思いますので、質問します。

あと、財政・変革局にお伺いをいたします。

今回は減額補正いたしましたけれども、これからまた複合公共施設の予算を割増しして公告していくと思いますけれども、どこかで投資的経費にも上限がありますし、この複合公共施設については幾らぐらいを見込んでいるんでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** お問合せのありました、立候補予定者説明会でアンケートの協力のお願いが配られたという点についてお答えいたします。

11月20日に、市議会議員選挙の立候補予定者に対する説明会が行われました。その説明会の会場はムーブのホールで行ったんですが、その施設の中で配られたというようなことを、我々実は後日、週明けにいろいろ問合せをいただいて初めてそのときに知ったところでございます。ですから、当日は全くそういったものを配っていたということは認識できなかったという状況でございます。

なお、この団体、北九州市議会議員選挙を盛り上げる会というところとは我々一切関係しているものではありません。

加えて、先ほど委員からありました後援申請、後援名義の申請が出されているじゃないかというところがございます。これは、この団体から、市民向けにもアンケートのチラシを配りたい、市民センターに置く際にどこかしらの後援名義が必要だということで、我々のところに後援名義の使用申請が出されました。我々は基本的に選挙管理委員会でありますので、こういった団体に対して後援名義とかそういうものを出すべき団体ではないと考えております。ただし、後援名義として出されたものを受け取らないというのは行政としてできませんので、一旦受け取った上でしっかりと事務処理をし、不承認という形で既に返信をしているところでございます。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 給与課長。

**○給与課長** 単身赴任手当に関して御回答いたします。

単身赴任手当に関しましては条件がございまして、勤務公署を異にする異動に伴って住居を移転して、それから配偶者と別居することとなった職員、この職員が片道600キロ以上の移動を伴った場合に、申請に基づいて支給することとなっております。

具体的な人数を今把握はしていないんですが、少なくとも東京事務所その他の遠方に勤務する職員となりますので、数名程度になろうかと思っています。以上になります。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** 市民センターの、まず利用料金の5倍はどうやって決めたのかということについて御答弁差し上げます。

現在の市民センターの使用料、これは自治会の活動や生涯学習などの地域活動を前提として、受益者負担は非常に低い低廉な設定となっております。このため、規制緩和で利用可能となる営利のための利用につきましては、他施設を参考に、規定使用料の5倍に相当する額ということで、比較的活動内容の似ている生涯学習センターと同じように、営利のための使用のときは5倍とさせていただきます。

あと、民間と比べてどうなのかということでございますけれども、今回市民センターはまず1か月前からしか予約で使えません。また、部屋も非常に、一般的な民間のお部屋よりもかなり狭い部屋が多くございます。配置も、小倉の一等地にあるような会議室はほとんどございませんで、各小学校区に点在するような形の配置となっておりますので、一概には比較できないのかなと思っています。

2点目に、令和7年度にどれぐらいの収入を見込んでいるのかという御質問でございます。

これにつきましては、現在この利用目的の規制の緩和で何人利用者の増加を見込むのかという目標は定めてございません。ただ、数字でございますけれども、令和5年度の決算ベースで、使用料の部屋の収入は約350万円でございます。ですので、今回利用が増えたとしても、そんなに収入としては大きくはないと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区政推進課長。

**○区政推進課長** 門司港の複合公共施設のことで幾つかお尋ねがありましたので、答えさせていただきます。

まず、住民監査請求が今行われていますが、それとの連動でどうなのかということですが、工事を実際に行っているのは他部署になります。工事の専門部署になりますが、そこから私どもが聞いておりますのは、この事業に関連する事務は適法適切になされておまして、造成工事は着実に進めていくということを聞いております。

こういうケースが今まで住民監査請求中にあつたのかということについては、私どもも工事を担当していないということもありまして、数字を持ち合わせてございません。

続きまして、門司区役所の面積のことでお尋ねがございました。

まず、DXを推進する部署との連携という話もございましたが、それも含めまして、その前から事業を担当しているところと区役所、私どもとの協議の中で、床面積というところでいきますと、現門司区役所庁舎は御存じかと思いますが、昔の市役所を使っておまして、バリアフリーの問題もありますし、ロビーも非常に狭うございます。待合室等々、あと導線も非常に

狭いという中で、基本的には、新庁舎ではその辺は今よりも十分安全確保ができるような面積が必要であるというのは、このプロジェクトを始めた頃から事業の推進部署にも申入れしておりました。そういったところで、面積が必要になる部分も逆にごさいます。

それと、お尋ねのありましたD Xの部分は窓口の担当から答えさせていただきます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 区役所窓口担当課長。

**○区役所窓口担当課長** では、D X関係で、区役所の広さというところでお答えさせていただきます。

議会の本会議で答弁させていただきましたけれども、区役所のD Xにつきましては、スマラく区役所サービスプロジェクトを立ち上げてございまして、新たな窓口サービスへの変革を進めているところでございまして。証明書のコンビニ交付でしたり、オンライン手続のポータルサイト、スマラく区役所だったり、いろいろなものに取り組んでいるところになります。

ただ一方で、まだまだデジタル技術に不慣れな高齢者の方、障害者の方等々多くございまして。区役所は相談機能というところが特に重要視されているところでございまして、また、近年では地域コミュニティー支援の機能強化も求められているところでございまして。今の計画は、このような考え方に沿って、必要な機能を効率的に配置して、必要最低限な規模というところで確保してございまして。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

**○財政課長** 門司港地域複合公共施設の建設工事後の見込みについてお答えさせていただきます。

今回、入札不調がありまして、123億円の債務負担行為を減額しておりますけれども、それを受けまして、今、担当の都市戦略局でいろいろな条件を踏まえて積算を改めて行っている最中でありまして、現段階で数字というものはまだ分かっておりません。今後、準備が整い次第、改めて予算計上したいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** ありがとうございます。順番に再質問させていただきます。

まず、選挙管理委員会についてであります。

選挙管理委員会がムーブのホールでやっていて、市民団体が入っていたことを知らなかったというのは、あまりにも無責任だと思います。レンタカーの業者とかが実際に入っていて、そのレンタカーの業者の人には中に入らないでくださいと指導したとお聞きをしています。そういうふうに、余計な人たちが入らないように、候補予定者と選挙管理委員会の説明会であるのでそういうふうにしたのに、なぜか事前説明会の受付の横で配っていても分からなかったというのは、よく分からないお答えなんですね。事前にいろいろな業者が入らないような工夫はなぜしなかったんでしょうか、教えてください。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** 当日は、我々も受付の横で配っていたというのは一切確認できておりません。当日、それぞれ7区の受付の机を用意しておりまして、そこで皆さん各区のところで受付をした上で、事前審査の日程の調整などもしております。その7区の机自体がほぼほぼくっついてある状況でもございました。受付の横で配っていたというのは、各区の選挙管理委員会に確認もしましたけど、一切その辺は分からないということで、我々としては認識ができていないというところになります。

とはいえ、一部そういう営業の業者であったり今回のアンケートのお願いを配ったりというところが、我々はムーブの2階で行っていましたが、1階辺りにおられたとか、そういうことはやはり聞いております。我々は今回2階のホールをムーブからお借りした上で立候補予定者説明会を行っております。館内全てに我々の目が届いていたわけではありませんけど、やはりそういった部分に関しては、4年後どこで行うかというのは決まっているわけではございませんが、もともと立候補予定者に起因する営業業者とかが入られていたということでございますので、そこはしっかり施設管理者と連携した上で、しっかりと排除することが必要なのかなと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** 公正公平がモットーな選挙管理委員会でありますから、事前にきちんとそういうことも想定してやっていただきたかったと思います。

質問を変えます。

今、東京都知事選や兵庫県知事選でも、ネットでもフェイクとかデマとかひぼう中傷とかが非常に飛び交った、選挙がゆがめられるような事態が起こっております。兵庫県知事選でも、当選した知事の対立候補のXが集団攻撃により2回も凍結されるというふうな形で、訴訟などに発展しています。こういった事実は選挙管理委員会で把握していますか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** もちろん報道等々で確認をしているところでございます。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** こういうことに対して、選挙管理委員会はどんな手だてを取るのでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** 我々は、SNSを使つての選挙運動等々については、立候補予定者説明会等々を通じてしっかりと周知をしておりますが、こういう結局公職選挙法以上のような動き、SNS等々については、やはり選挙運動をする側もしっかりとルールを守っていただくということも必要だと思います。この件の改正等々については、先日、総務大臣も、表現の自由や選挙運動、政治活動の自由に関わる重要な問題で、今後各党各会派で議論していただくということでお答えもしておりますので、我々としてはしっかりとその辺の動向というのも注視していく必要が

あるのかなと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** 動向を注視するだけではなく、選挙管理委員会はやはり警察と連携をして動いているわけですから、例えば公職選挙法の第235条第2項、当選を得させない目的をもって公職の候補者または公職の候補者となろうとする者に対し虚偽の事項を公にし、または事実をゆがめて公にした者は4年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の処罰に処するという、こういった公職選挙法がきちんとあります。注視するのではなく、そのような者を見つけたらきちんと警察と連携を取っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** おっしゃるとおりだと思います。我々もホームページ等々においてそういったことも周知をしておりますし、また、市議会議員選挙に向けて警察とも連絡会議というのをしっかり行うことにしております。そういうのを我々が見つけた際には、最終的には警察が取締り機関になりますけど、しっかりと連携した上で対処していきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** 先日の事前説明会で受付の横でアンケートを配っていたグループというのが、偏向した報道を行っているユーチューバーと一緒に活動しているということでありま。そして、その偏向した報道を行っているユーチューバーが、まさに昨日、県議員より名誉毀損で提訴されて敗訴しています。動画の削除命令を求められて、賠償金の請求までされております。

このように実際にもう選挙がゆがめられている事実もありますし、今後もゆがめられる可能性があるということを選挙管理委員会には十分に認識していただきたい、公正公平な選挙に対して対策を行っていただきたいというふうに切にお願いしますが、もう一度決意のほどをお願いします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** やはり選挙というのは公平公正に行われた上で、しっかりと皆さんが対等な立場で選挙運動を行った上で、有権者の皆さんが投票して当落が決まっていくというようなこととなりますので、我々もしっかり警察とも連携して対処していきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** 市民の方からの情報なんですけれども、このことではなくて、例えば1連ポスターが貼ってありましたと、1人だけのポスターが貼ってありましたとか、これは選挙違反じゃないんですかということで選挙管理委員会に電話が行ったときに、うちでは取り締まることはできないんですよみたいな答えが返ってきて、ちょっと心細いというか、選挙管理委員会は何もやってくれないのかなと思ったことが何回かあったという声を聞いておりま

す。そのとき、きちんとこの情報は警察に連携して通達しますとかというふうに市民の方にお答えいただければ、市民の方も選挙管理委員会はちゃんとやっているんだなということで納得すると思いますけれども、いかがでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** 我々も、今言われたような、全く対応しないということは一切行っておりません。しっかりそのような状況があれば現認をした上で、必要に応じて注意もしますし、それでも対応していただけない場合は警察と連携して対応するというような形を取っております。

市議会議員選挙においても、立候補に向けては警察と連携して現認した上で、立候補当日にポスターの撤去命令なども出てきます。それを皆さんにお渡しすることにもなりますので、そこはしっかり対応していただきたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** 最後に1点お聞きしたいんですけども、これはちょっと別件の話になりますが、例えば市長が市長という立場を明らかにした上で、自ら候補者の選挙カーに乗って、これは衆議院議員選挙の話ですが、選挙区は誰々をお願いします、比例は誰々をお願いしますというふうに、運動員登録をしていなくても、運動員章をつけていなくても、選挙カーから周囲に呼びかけることは、これは違法ではないのでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 選挙課長。

**○選挙課長** 違法ではありません。市長などにおきましては、地位利用というのがございます。その地位利用というのは、市長という立場を単に利用して、例えば街頭演説とかで、北九州市長ですけど何々を応援していますといったようなことを発言したりするのが地位利用ではなく、それは普通の、市長という政治家になりますので、その辺は地位利用には当たりません。

地位利用というのは何が当たるかという、例えば市長という立場で、誰々に投票しないとあなたのところに出している補助金をもう切るよとか、もう降格させるよとか、それから、市長として出席するような挨拶の場で、誰々をお願いしますと、そういうようなことが地位利用に当たりますので、今言われたもの、それから、例えばポスターとかに、市長ですけど何々を応援していますというふうに載るようなものについては、地位利用には当たらないというふうに法解釈されているところです。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

**○委員（村上さとこ君）** 分かりました。ありがとうございます。

次に、市民センター条例の一部改正については、お答えありがとうございました。こちらはまだどれくらい収入を見込むということが目標として定められていないということがよく分かりました。

これはもう一度確認しますが、稼げる町とリンクしている事業なんのでしょうか。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

○**市民センター担当課長** 稼げる町という視点ではなくて、安全・安心で、地域コミュニティーをどのように活性化していくのかという視点での御提案でございます。以上でございます。

○**委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

○**委員（村上さとこ君）** ありがとうございます。

こういう多目的利用ができると例示している中で、有料の学習教室というふうなものも例示されております。そうすると、学習教室というのは定期的にされるものなのかなと思いますけれども、例えばその場合でも1か月前でないとその日が取れないということではないでしょうか。

○**委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

○**市民センター担当課長** 委員がおっしゃられたとおり、1か月前からの予約ということで、運用ルールとしてなっております。以上でございます。

○**委員長（佐藤栄作君）** 村上さとこ委員。

○**委員（村上さとこ君）** 分かりました。市民センターもいろいろな方が使いますから、子供たちの勉強の場がなくなったりだとか、フリースペース、空いた場所というのも非常に大切だと思うんですね。がちがちになって余裕のある運営ができなくなるということも非常に心配しています。

それと、先ほど言ったように、やはり宗教だとかいろんなものが入ってきたり、特にポンジスキームとか、沖縄とかでも非常に問題になっていますけれども、若い人たちがそういうところに誘導されていて、あらぬお金を失っていくというような状況、今、大学などでもすごく注意していますけれども、そういうネットビジネスの勧誘の場になっていくのではないかなというリスクは皆共有して持っていると思います。

それと、貸し会議室の利用料なんですけれども、民間の貸し館業より安いのは確かだと思います。これは小倉の中心部にある市民センターと八幡東区の端にある市民センターではちょっと違うのかなとも思いますけれども、小倉北区とかですと、ざっと見ただけで、レンタルスペースとか貸し会議室とか貸しホールとかは非常に高いので、その辺の差がどうなっているのか、今後もう少し研究をしていただきたいと思います。と思っています。

最後に、複合公共施設の減額補正でございます。

まず、財政・変革局から、今のところ、これから先の数字が分かっていないというふうにお答えがありました。こんな数字が分かっていないのに、建てることだけ決めちゃっていいんでしょうか。というか、青天井になっていったら、市民としても市債だけが増えて非常に困るんですけども、どこかで上限を区切るとかそういうことは考えられないんでしょうか。

○**委員長（佐藤栄作君）** 財政課長。

○**財政課長** 門司港の複合公共施設の建設費の積算につきましては、今、都市戦略局で、かなり急いだ形でしっかりと積算をさせていただいているものと認識しております。

あと、上限の話ですけれども、今年度、投資的経費の在り方の見直しをすることとしておりますので、そういう内容も含めまして令和7年度予算の中で改めてお示ししたいと考えております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 村上さとし委員。

**○委員（村上さとし君）** 複合公共施設に関しては、プロセスに曖昧な点がこれまでも非常に多かったです。今回も、まずこの複合公共施設の建設を含めて文化財保護に対する住民監査請求が出てきているのであったら、住民監査請求の結果を見てから、そしてあとは、きちんと建設費が出てきてからスタートしても遅くはないというか、それが普通のプロセスだと思います。とにかくやってしまえ、やってしまえ、壊してしまえ、どんどん進めてしまえっていうようなところに非常に危うさを感じています。

区役所に関してですけれども、市民の安全・安心のためと言いながら高潮浸水想定区域に複合公共施設を建てようとしたりとか、古い建物だから、不便だからと言っていますけれども、今の区役所は確かに古いです。古いですけれども、手入れを怠った北九州市の責任も非常にあると思います。

全国を見てみると、100年以上たっている市役所とかたくさんあるんですね。例えば、京都市役所の本庁舎も、名古屋市役所も、愛知県庁も、静岡県庁も、静岡市役所も、香川県庁も、寒河江市役所とか、その他多くの美術館でも博物館でも、それはそれは門司の区役所よりも古いものでありますが、手を入れて丹精を込めて使いやすいようにしながらやっているわけです。北九州市は手入れを怠り、歴史をあまり大切にせずに、スクラップ・ビルドありきなんではないかというふうな残念な気持ちがしてなりません。歴史的建造物を市民の生活に生かすようなことをしないと、歴史的建造物が大切にされない、どこにでもあるようなありきたりなつまらない無機質な町になっていくように思っております。

とにかく10年前の計画だからもう変えられないっていうような、こういう柔軟性のない行政も非常に硬直していると思いますし、せめて今の段階ではDXが進んでいるんだから減築ぐらいは必要だと思うのが市民の感覚であります。このことを今ここでどうこう言っても何もなりませんけれども、多くの市民がこういうふうにいるということをお伝えいたします。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** 三宅委員。

**○委員（三宅まゆみ君）** それでは、お尋ねいたします。

まず、今回、若松区役所の空調設備の改修ということで、一般会計補正予算で上がっております。このことはとても大切なことだと思っておりますが、大分年数もたってまいりまして、ほかに要望というのは上がっていなかったのかというのがもし分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、市民センターの利用目的の規制緩和についてです。これは質問がたくさんありま

すので、ぜひお答えをいただきたいと思うんですが、今回の規制緩和が私は全て悪いとは全然思っていないんですね。一番の問題は、事前の説明不足が大きな問題だと思っています。今日委員会で初めて上がってきて、あした採決ということでもありますので、いろんな方に御意見を伺う間もないということでもあります。

実は、数日前にあった、ある区の自治総連合会の会議でも、そのときに市民センターの営利利用に関する説明があったんですが、説明が急であることと内容に不安があるということで、かなり紛糾したと伺っています。様々な会長とお話をされたけれど、やっぱり今回の進め方はおかしいのではないかとというふうに御意見をいただいたということでもあります。

自治会長、先ほど、自治会へ6割ぐらいしか加入していないので、あまりっていうお話もあったんですが、ここの中にもお子さんがいらっしゃる御家庭もたくさん入っておられて、日頃やっぱり地域のことをしっかりやっただいて、廃品回収も含め様々に活動していただいているのはこの方たちだと思いますので、そこも市民センターとは大きく関係していると思うんですね。こういった方々にお話がないままに議案で上がってくるとか、また、私たちもいろいろとお話ができないままに上がってくるというのはいかがなものかなと思います。

昨今、私も自治会長とか自治会の関係の方とお話をすると、もう自治会の予算も削減されて、市からお願いだけたくさんされるんだけど、これじゃやっていけませんよってというようなことを正直伺うんですね。そういう苦情があった上で、またさらに自治会との情報共有もされないということになってしまうと、今後の信頼関係が壊れてしまうのではないかなと思います。

それと同時に、議会への情報共有、これも非常に重要だと思っています。ここがないからこそ、今様々に情報共有が不足しているから、執行部の皆様と少し信頼関係が揺らいで、詳細を決めないと、この条例改正をすることに対しての不安が大きいというのが現状だというふうに正直思っています。ですから、今後このような議案を上げるとき、特に市民生活に非常に関係するような議案というのは、一定以上の期間をしっかりと取っていただいて上げていただくように、これは強く要望とさせていただきます。

質問に入ります。

例えば先ほど、2週間前というお話が急に降って湧いたようにございました。これはいつどこで決まったんでしょうか。一般的なもの、ほかの部屋は1か月前ということなんですけど、これは急に決まって、えっと思ったんですが、このことについてまずお聞かせください。

それから、地元主催でも営利目的というのはあると思うんですね。収入が欲しいから、地元のために使いたい、だけどこれも営利目的だと1か月前とか、もしくは大きなホールを使うのであれば2週間前ということになるんでしょうか。

それから、先ほど、ピアノの発表会とかもできますよってたしかおっしゃったと思うんですが、ピアノの発表会は2週間前に申し込んでもとても駄目なんですね。うちの子供も習っていましたが、皆さん大体半年前とか、せめて4、5か月前に決めて、それから目標に向かって

子供たちが練習をするわけです。で、発表ということなんで、2週間前でピアノの発表会ができるかなっていうのが疑問であります。その辺もぜひお聞かせいただきたい。

それからあと、マルシェとかもしたいという御希望があると伺っています。これも様々な形態があると思うんですが、中には、マルシェを親の人が皆さんから例えば何千円かずつ集めて、その場所でみんなでやっていくという方法とかがあるんですね。こういった形を市民センターで活用ができるのかな、どうかなと思っておりませんが、その点についてもどのように考えておられるのか、お聞かせください。

それからあと、例えば単価が5,000円までということなんですが、5,000円のを10個買ったとしたら5万円になります。そういったことはどんなふうに考えておられるのか。1つだけが5,000円でも、それを幾つも買ったら大きくなるということも考えられるのですが、その辺はどういうふうに考えておられるのか。

あと、今までチラシは市の共催とか後援があったら市民センターにも置けるという状況でした。でも、この場合そういったものはどうなるんでしょうか。共催や後援がついていなくても、そこでやるということで、置けるようになるのでしょうか、それも教えてください。

あと、すごく人口が密集しているような市民センターは比較的、民間の営利目的でといっても、利用率が高いですから、なかなか利用が難しいと思うんですが、少ない地域に、逆にあそこが利用できるから、特に若い人たちだとみんな車で行くんですね。ですから、そういう形でそこに負担が大きくなってくるとはならないかという御心配のお声もありました。それもどのように考えておられるのでしょうか。

あと、やっぱり気にするのは個人情報の収集に利用されるのではないかということ、先ほどもこの辺の議論がありましたけれど、ここについても再度、危険性というものを最終的にどこが責任を取るのかということをお聞かせください。

それとあと、市民要望3,000件の中に、さっき66件こういった要望があったっておっしゃったんですかね。ちょっとはつきり聞き取れなかったんですけど、市民センターに関する御要望で、今回のように営利目的の規制緩和以外にどういう要望があったかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

あと、本来この機会に、そもそもこの市民センターでどういうことに今困っていて、例えば様々に今使われています。不登校の子たちが集まって実際にそこで過ごしているというようなときに、飲食は駄目だというのが原則であります。こういったことも本来おかしいというか、お昼御飯もじゃあ食べられないんですか。実際はどこかで食べていると思うんですが、本当はこういったところの緩和みたいなものも必要なんではないかなと。だから、そもそも論をきちっとして、そしてこうやって規制緩和を、利用を拡大しますとか、もっと本当の意味で市民のニーズがあるものを一緒に議論していかないと、そこだけ、この規制緩和だけというものもどうなのかなと思いますけれど、そのあたりはどのようになっているのかということをお聞かせい

ただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 2週間というのは、我々自民党議員団から、営利企業に貸し出す場合は2週間としてはどうかという提案をさせてもらったということです。

○委員長（佐藤栄作君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） 提案なんですけど、さっきはもう決まったようにおっしゃったんで、それがどういうふうに決まったのかなと。

○委員長（佐藤栄作君） 総務市民局長。

○総務市民局長 今、戸町委員からもそういうお話がありましたが、我々が地域の方々の声を聞く中で、やはり一番心配されていたのは、さっき御提案いただいたような多目的ホール、ここについてはやっぱり利用が多いので、そこは地域が使えるように、もうちょっと何とかならないかという声が多数上がっておりました。そういった中で、こういった御提案をいただきましたので、我々としては、確かに地域の声もそういうことがいっぱいありますので、まず円滑にスタートするためにそういった形で進めたらどうかということで検討をしているというところでございます。

○委員長（佐藤栄作君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） 後でじゃあ全部確認させていただきます。

○委員長（佐藤栄作君） 区政推進課長。

○区政推進課長 最初に、若松区役所の空調工事のお尋ねがありました。私から区役所のことについてお答えいたします。

若松区役所は、御存じのとおり東棟と西棟がありますが、西棟は平成元年にしゅん工で、東棟が平成9年にしゅん工ということで、もう30年前後たっております。その中で、空調が不調を来しておりますので、至急工事に入ろうというところでございます。

お尋ねがありましたのは、ほかはどうだろうかということでございますが、若松区役所でいいますとそれぐらいの年数がたっております。今、予算編成時期ですので、あまり詳しいことはまだ決まっていないことがいろいろございますが、今年度、令和6年度、既に設計ということで動いているところで申しますと、若松区役所ですと屋上の防水改修、それに伴う一部外壁の改修、その設計に取りかかっております。もう一点、若松区役所で申しますと、西棟で蓄電池の設計更新という、これはもう設計をやっております。主に非常灯等、そういうものに常に電気を流す蓄電池になりますが、これも耐用年数が来ていますので、今年度設計して速やかに工事をしたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） これだけ先に、長くなるんですね。男性の方は多分お分かりにならないし、私も男性トイレは分からないんですが、かなり古くなっていて、若松区役所の1階の

ところは和式トイレが多いんですよ。今、高齢者の方は和式をほぼ使わないんですね。そこも年数が大分たって、昔は和式の利用も結構あったと思うんですが、今の実情に合わせて、でないかと並んでいたりとか、中には入れるんですけど個室のところがそういう問題もあるので、あえて申し上げさせていただきました。今後ぜひそのあたりもチェックをしていただけたらなと、これは要望とします。

**○委員長（佐藤栄作君）** 市民センター担当課長。

**○市民センター担当課長** まず、まちづくり協議会とかが営利利用をするときの件についてお答えいたします。

まちづくり協議会は、御存じのとおり、自治会など様々な地域団体に構成されておりまして、住民主体の地域づくりを進めるための組織ということで、その設置目的から、利用に際しては減免を行うということになってございます。ですので、まちづくり協議会が営利、料金を取ってやられるときには5倍というのは考えてございませんで、予約時期につきましても2か月前ということでやらせていただきたいと思いますと考えてございます。

次に、ピアノの発表会は、予約時期があまり短いと現実に使えないんじゃないでしょうかという御質問をいただきました。

確かにおっしゃられるように、4か月、5か月前から準備されるようなものにつきましては文化ホール、市民会館の、通常ですと中ホールなり小ホールというところを使われるのが一般的だと思います。なので、そういったしっかりした発表会はもちろん使っていただけませんが、利用目的で今回緩和させていただく内容で使っていただける方はぜひ御活用いただきたいということでのお話でした。現実的でない御提案であれば修正させていただきたいと思えます。

次に、マルシェの件です。実際行うことはできますけれども、おっしゃられるのは、出されるものをずっと集めていく場所が必要で、そこに市民センターを活用できますかということだと思います。それはやはり借りていただく部屋というのは1時間単位の使用になりますので、物を集めるのはどこか違う場所というのを考えていただければなと思っております。当日の開催はもちろん市民センターを使っていただけますけど、すみません、お尋ねの趣旨が違うのであればもう一度確認させてください。通しで回答させていただきたいと思えます。

5,000円の運用のやり方です。これは合わせて5,000円ですので、5,000円を2個して1万円でもいいですかという、そこは駄目です。2,000円と1,000円と1,000円と1,000円で5,000円以内、6,000円を超えちゃうような買物はできませんと、そういうルールにさせていただいています。

次に、チラシを置けるのかということで、今委員がおっしゃられるように、基本的には市が主催する事業でありますとか共催してあります事業とかが基本になります。今回の緩和でされるイベントなどを貼れるかという、今のところそれは考えておりません。

次に、人口密度の少ない地域とかが負担が大きくなるのではというお話です。市内小学校区

それぞれありますので、136館それぞれ地域性というのがあるのはもちろん承知してございます。空いているどこかに特定の方が集中するという、どの地域がというのはもちろん今お答えできず、なかなか、やってみながら調整をさせていただきながらということにはなると思いますが、過度に一定の地域に御負担があるような状況であれば、またそこは個別にしっかりと対応させていただきたいと思っております。

次に、個人情報について、御質問をいただきました。個人情報については、個人情報を取得するような使い方はできませんということで、ルールにしっかりと書かせていただいております。もし何かあれば、もちろん館長とコミュニティ支援課と我々地域振興課がしっかりと連携しまして、北九州市としてき然とした対応を取ってまいります。

次に、市民の要望ですね。アンケートについてでございます。先ほど御答弁させていただいたほかに、市民アンケートという内容でございますけれども……。

**○委員（三宅まゆみ君）** 市民センターに関するですね。

**○市民センター担当課長** 市民センターに関するですね。先ほど、1位から3位まではこうなっておりますということでお話し申し上げまして、そのほかにあと、曜日に関係なく活動ができるとか、あと、交流や相談ができるのかもございますし、あと、その他の回答で、フリーマーケットで使用したいなど、様々な御意見をいただいております。

最後になりますけれども、市民センターでの飲食ですね。おっしゃられるように、お弁当が食べられないような状況というのもお聞きしています。その件につきましては、今飲食はなかなかできませんよということですが、ルール上は、会議などでお茶を飲んでお菓子を食べたり、また、長時間にわたる場合の軽食などは今でも御活用いただけます。私も今回の利用目的の緩和の内容で館をずっと回らせていただくと、夕方が多かったんですけど、ある館は学生がちょうど勉強に来られていて、この館はお弁当を食べていいですよと、ある館で聞くと、中では食べられなくて公園で食べてくださいと、やはり運用がちょっと違うなというのを肌で感じています。今回、こういうふうな形で改めてルール化をさせていただいて、もちろん飲酒とかそういったのは引き続き駄目ですが、そこは少し解釈を統一して、もう少し皆さんの利用がしやすいような形で見直しを併せてさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（佐藤栄作君）** 三宅委員。

**○委員（三宅まゆみ君）** ありがとうございます。

要は、この数日でも御意見があつて、そしたらそれが2週間になったり、急にいろいろ変わってくると、おかしなことにもなってくるなど。総合的に全部合わせて結論を出していただくというのが一番いいのではないかなと。でないと、先ほど申し上げたように、もちろん地域の皆様の御不安もあるので、そこもしっかりと酌み取りながらということもあると思えますし、子供たちを中心にもっと利用率を上げたいと思えば、正直、フリーマーケットもとても2週間で

告知してということはずできません。そうすると、ほぼほぼ使えない状態になってしま  
うのではないかなと。塾なんかも、やっぱり固定化しないと、有料の塾はできない。

逆に、違う意味で危惧するのは、ある公民館で、無料の塾ができないかといったときに、逆  
に有料の塾をやっているんで、無料の塾はやっぱりなかなか難しいんですってということがあつ  
たんです。市民センターはそういうことはないと思っていますけれど、厳しい御家庭のお子さ  
んで、今実際に大学生とかを使って無料の塾というのが行われたりしていますので、そういつ  
た活用に使われるというのは非常に理想的だと思っています。そこが逆に、有料の塾が今入っ  
ていますから無料の塾は使えませんよってということには決してならないように、そういったこ  
とは、ほかにもあると思うんです。地域のお店だったりとか様々に、そこをあまり抑えてしま  
うような使われ方がされてしまうと困ってしまうなというのがありますので、そこも非常に注  
意すべきところではないかなと思っています。

あと、まちづくり協議会主催のときは早くから実際に準備ができるということで、その点は  
安心をいたしました。でも、さっき申し上げたように様々にいろんな御意見があるので、2週  
間という御意見も1つ尊重はされていらっしゃるというのは分かっているんですが、やはりそ  
このところももう少し議論が必要なのではないかなと私は思います。

それから、食事ができるように少し統一化を図ってくださるということでしたので、ぜひ図  
っていただきたい。ここではできたけど、ここではできないというのが一番困るんじゃないか  
なと、それとか、館長によって考え方が違うというのも違うと思っていますので、そこはルー  
ル化をしっかりとっていただきたいと思います。

チラシに関しては、基本、後援、共催のチラシしか置けないということなんで、それも利便  
性としてはあまりよくはないのかなとは思いますが、そこは今の見解としてはそういう見  
解だということ承知いたしました。

あと、市民センターの利用率が高いところは、逆に規制緩和での利用率が少ないと思いま  
すけど、さっき申し上げたように、人が少ないところ、利用率が低いところに集中するんでは  
ないかとやっぱり危惧もあります。そういったところはしっかりとフォローをしていただきたい  
と思います。

あと、個人情報の収集は、連携をとということで、最終的には市が責任を取るとことでよ  
ろしいですね。最初に館長という名前が出たんで、ちょっとどきっとしたんですが、連携を取  
りつつ最後は市がしっかり責任を取るとことで承知をしました。

あと、市民要望についても、曜日に関係なくとか、これもフリーマーケットということなん  
ですけど、本当に2週間でフリーマーケットができるのかなというのもあたりもします。特  
に、地域の自治会だったり、地域のお母さんたちがそこで何かしらするようなものに関しては、  
もう少し柔軟に考えてもいいのではないかなと。ただ、営利が本当に強く出てしまう、もしく  
は、意外にフリーマーケットって地元の方だけじゃないんですよ。外からたくさん業者みたい

な方も来られて、一緒に盛り上げるっていう。民間の場所であればそれもすごくいいと思うんですけど、ここであまり地域じゃなくて外の方たちがいっぱいっていうのもいかなものかなと、そこも少しルール化する必要があるんじゃないかなと。じゃないと、よその自治体の方が、北九州に行ったら安く借りられてこんなふうにできるからそうしましょうみたいなことになってしまわないかなという危惧も正直あります。

あと、今申し上げただけでも、これは本当に一部の声だと思います。これだけたくさんいろんな心配事とか御意見とかがあるわけですから、やはりきちんとそういったものを集約して、ある程度、これからの市民センターの在り方とか、今後例えば防災の拠点であったりとか、様々な市民活動が、ここは大事な地域の拠点なんですね。ですから、市民センターが今後しっかりその機能を果たすためには、どういうことを本当にやるべきなのかということも含めて議論した上で、また市民の方が利用しやすい形になっていくというのが理想だと思いますので、ぜひその点も含めてよく御検討いただいて話を進めていただきたいなと。まだまだ議論が、多分委員の皆様も今日言われたことだけじゃなくて、たくさんお持ちだと思います。そういったことも含めて、最終的に全部まとめた形で要綱とかをしっかりとつくっていただいとっておりますので、ぜひその点よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。何かあれば。

**○委員長（佐藤栄作君）** 地域・人づくり部長。

**○地域・人づくり部長** 今委員から御提案いただきました、地域の活動をきちんと大事にしながら、この市民センターの在り方、将来に向けて市民センターがどういったコミュニティーの拠点施設になるのかという点も含めてしっかりと意見を聞いて集約をして、また進めてまいりたいと考えております。今回、少し時間が少なくて大変申し訳なかったと思ひております。以上です。

**○委員長（佐藤栄作君）** ここで、副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（三宅まゆみ君）** 佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 1点、この市民センターの条例の一部改正について意見を申し上げたいと思ひます。

この趣旨については、私は個人的に理解しております。うまく行ってほしいなという気持ちを持っています。ただ、やっぱり市民に深く関わる条例案なので、慎重な議論が必要だと思います。やっぱり今回もぎりぎりのタイミングで提案をされたということですね。これだったら、地域住民の方とか関係者の方々の声を聞くという時間が我々には与えられていないと思ひますし、今委員会でも様々な意見が出ました。本当に僕は前向きな意見も出たんじゃないかなと思ひています。こういう議会の意見や要望というのを本来であれば持ち帰っていただいて、それを検討して条例案に反映させるというようなことが必要んじゃないかなと。そのためには当然時間が必要なわけであります。ですから、スケジュールありきのような形で強引に進めると

いうことは非常に問題があると思っていますし、民主的なプロセスというか合意形成というのは時間がかかるんです。そこら辺をきちんと押さえていただきたいと思います。

今日の議論の中でもいろんな課題が多分出てきたんだと思います。これを中途半端な議論のまま見切り発車のような形で進めていくことは、市民にとって不利益につながってしまう可能性もあるし、我々は議決をするという立場でありますから、議決をする以上、市民の皆さんに説明責任を果たさなきゃいけないということになりますので、ぜひそこはしっかり重く受け止めていただきたいと思います。我々は議決機関であって追認機関ではないということ認識していただきたいと思います。

なので、こういうことが繰り返し起こらないように、きちんと誠実に誠意を持って委員会に対応していただきたいと思います。局長から最後、各委員の皆様にも、そういう思いを受け止めてお答えしていただきたいと思います。

**○副委員長（三宅まゆみ君）** 総務市民局長。

**○総務市民局長** 今日の議論の最初にも答弁させていただきましたが、今回このような形で議論の時間が大変少なかったことに関しましては、改めておわびを申し上げたいと思っております。

もちろん今回出した議案内容というのは多分大差がないと思っております。ただ、これから今日の議論、皆さんからいただいた議論、あるいはまた、引き続き地域の方々やスタートまでにいろんな議論を重ねていきたいと思っております。その中でいただいた意見をマニュアルとか要綱にしっかり反映させて、できるだけ混乱のないようにスタートしたいと思っておりますので、引き続き御指導等よろしくお願ひいたします。以上です。

**○副委員長（三宅まゆみ君）** 佐藤委員。

**○委員長（佐藤栄作君）** 分かりました。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

**○副委員長（三宅まゆみ君）** ここで、委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（佐藤栄作君）** それでは、ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

ここで執行部は退室願ひます。

（執行部退室）

それでは次に、所管事務の調査を行います。

行財政改革のさらなる推進について、人口増加対策について及び大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての以上3件を一括して議題とします。

本日は、以上3件の調査事件について取りまとめを行いたいと思います。

正副委員長において作成した報告書案をお手元に配付しております。

この報告書案について御意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、本案をもって本委員会の報告書としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

---

総務財政委員会	委員長	佐藤栄作	印
	副委員長	三宅まゆみ	印